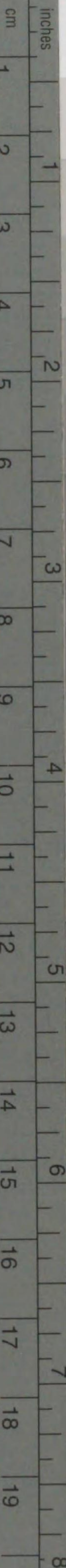


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



612
117

612-117



1200501534792

36.11.16

文學博士深作安文著



國民道徳綱要



東京 弘道館發行

612-117

序

本書は發行書肆の依頼によつて、教科書用として、拙著「國民道德要義」を要約したものである。

聞くところによるに、彼の思想罪の容疑者にして拘禁せられてから、己がこれまで取つた態度に誤りのあることを發見して、方向轉換をなした者が若干あるといふことである。而してその直接理由は、從來己が首領と仰いでゐた者の汚行の暴露にあるのであるが、その眞個の理由に至つては、我が帝國の國體と共產主義との關係の有無の研究を怠つたところにあるといはれる。就いては彼等も未だ日本人であつたのである。

思ふに、彼等の多くはひたすらマルクス主義をのみ信じてゐた者であり、或は直路、實際の階級運動に傾倒してゐた者であつて、我が國體と共產主義

との關係の有無に想到する違がなかつたのであらう。我が國體に關する眞の知識と眞の信念とは、どうあつてもその眞摯なる研究と思索とが前提せられるからである。況して共產主義が十分に把握せられず、マルクス理論の機構が不明瞭であつて、徒に誘惑者の術中に陥つた人達にとつては、我が國體と共產主義との關係の有無の研究の等閑に附せられたのは、無理ならぬことと見ねばならぬ。

たゞ獄窓の下にあつて感慨極まりなく、讀書に内省に自己の再吟味の機會が俄に多くなつた時、或は靜に祖國の歴史を繙き、或は深く自己の將來を察して、新しき良心に目覺め、漸く我が國體の輝しさを知つて、左傾的自我の自壞作用の始まつたのは如何にも自然のことである。氷室の奥深く藏せられである氷塊は如何に固からうとも、一たび赫灼たる太陽の光に曝されれば否應なしに溶けて行く。

我が國に於ける左傾思想の持主の通弊は、我が國體を知識として知り、信念として信ずることの殆んど皆無なるところに存する。彼等の中には餘程聰明な頭腦を惠まれてある者が少くないとのことであるが、その頭腦が我が國體の重視に向つて働かないで、却つて共產主義のそれに向つて働くやうになつたのは、そも／＼如何なる理由に基つてあらうか。これは特に我々教育者の深く考へて見なければならぬ問題である。今後、學校に於ける我が國民道徳の取扱は、被教育者の純眞なる感激性と没交渉であつては斷じてならぬ。本書の上梓については、東京女子美術學校教授田村一郎君の厚意に負ふところが少くない。こゝに深く謝意を表する次第である。

昭和六年三月

著 者 識

國民道德綱要 目次

第一章	國民道德の意義……………	一
第二章	我國の地理と國民道德……………	一八
第三章	我國の歴史と國民道德……………	二七
第四章	我國の家族制度と國民道德……………	四〇
第五章	我國の國體と國民道德……………	七〇
第六章	我國國民性と國民道德……………	一〇九
第七章	神道と國民道德……………	一二七

目次

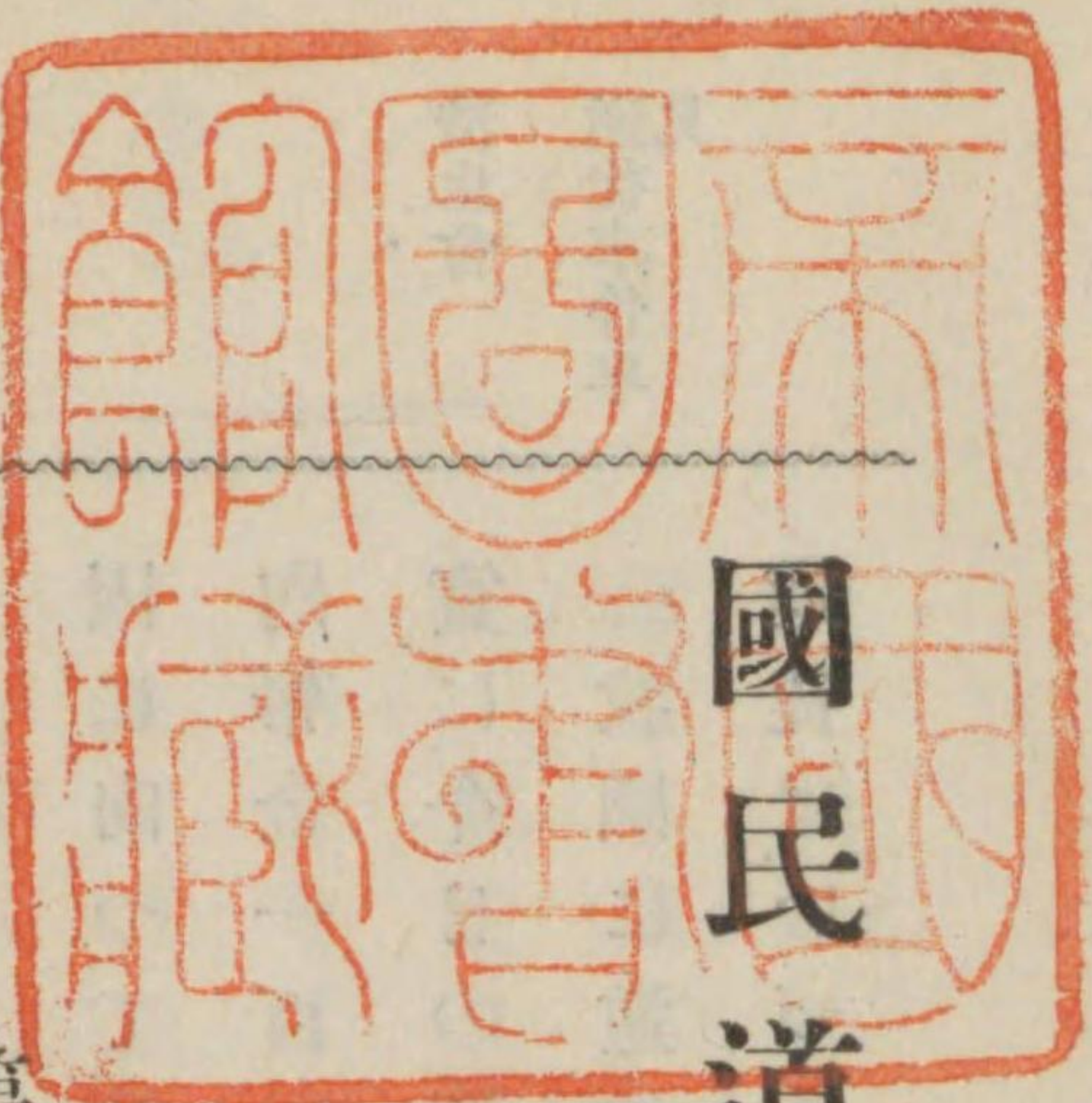
第八章 武士道と國民道德……………一頁

第九章 時勢の進運と國民道德……………一六

第十章 外來思想と國民道德……………一〇〇

國民道德綱要

文學博士 深作安文 著



第一章 國民道德の意義

第一節 國民道德論の勃興

明治天皇には天下を知ろしめし給ふこと、前後四十五年であらせられて御在位の久しいことは仁徳天皇以來、千六百年の間全く其例無く、聖徳の勝れさせ給うたことは人皇第一代の神武天皇に比べ奉つて優るとも劣り給はないのである。

然るに斯様な明君の知ろしめし給うた御代の末期に於て、道德上、教育上

明治天皇の御聖徳

逆徒事件と
南北朝問題

國民道徳綱要

二

竝に國體上、實に容易ならざる事件の、二度までも起つたことは返す／＼も残念な次第であつた。それは逆徒事件と南北朝問題とである。此二事件は我國に取つて何れも根本的の問題であつて、一たび是が解決を誤る時は又回復することの出来ない困難を惹起したかも知れない。爲めに苟も心ある者が身を震はして、且つは恐れ且つは悲んだのは、固より當然のことである。特に逆徒事件は明治の錦のやうな歴史に、長へに拭ふことの出来ない汚點を留めるやうになつた。されど此際、我々の忘るまじきことは、畏くも又雲上の海の如き御仁慈である。即ち逆徒二十四名の中、十二名の死刑囚に向つて特赦減刑の恩典を下し給ひ、加之、明治四十四年の紀元節には御内帑金一百五十萬圓を下賜して、貧民の施藥救療の資に當てしめ給うた。實に今日の濟生會は此御下賜金を基として出來たものである。

濟生會

逆徒事件卑
見

我國に逆徒事件の如き事の起るのは如何にも不思議のやうに思はれる。逆徒はいづれも社會主義者であつた。歐米諸國では種々の事情で社會主

逆徒事件

南北朝問題
卑見

義が現はれるやうになつてゐるのであるが、我國では上に國初以來、至仁至慈なる皇室を奉戴して、人民の之を尊崇し奉ること今も猶ほ古の如くである。又資本家や企業家の横暴といふことも少く、労働者の生活の困難といふやうなことも、西洋諸國程ではなく、傭者、被傭者の間の甚しい不和、軋轢といふものも亦左迄存しない。又我國では貧富の懸隔と言つても、決して歐米諸國のそれのやうではない。されば彼の逆徒事件は、決して我國の社會情態に其根柢を有するものではなく、一部の人達の全く西洋の社會主義の無思慮な模倣に基いたものである。

南北朝問題に至つても亦遺憾此上もないのである。南北朝問題とは一人の國史家が小學校の教科書に南朝と北朝とを同等として書いたことについて、國論の沸騰したことである。眞理の發見は學者の天職とする所であつて、何人も之を妨害すべきでない。國家も亦學者の此天職に對して何處までも敬意を表して、之に活動の自由を與へねばならぬ。斯くして學者

は自由に思惟し自由に研究して、過去數代の精神的資産を繼ぎ、之を批判し之を改善して以て當世を指導し、且つ之を増殖して之を其次いで來る時代に傳へるのである。されど、學者も亦社會國家の一員であつて、且つ上述のやうに一般人民を指導する位置にある以上は、其研究の結果は、晚かれ早かれ、國家の存續と發展とに役立つ所がなければならぬ。果してさうであれば、其研究の結果を發表することが、社會人心を動搖させ、或は人民の思想信仰を破壊する虞のあるやうなときには、宜しく之を制限し、必要な場合には之を中止して徐に適當なる時期の到來を待つべきである。況んや研究の尙ほ未了に屬し、隨て其以て眞理となす所も未だ定論とならざるに之を發表し、之を以て官撰の教科書に收めて國民教育の材料に供するをやである。要するに、南北朝問題は之が源を一國史家の此邊の注意を忽にした所に發したものといはねばならぬ。

以上の二大不祥事件が突發してから、世の學者や先覺は、是は實に容易な

らぬ時勢となつて來た、今にして速に此反國家的思想の横流を支へなければ、我が帝國の將來は實に寒心すべきであるとやうに嘆いて、其結果、國家主義に立脚する諸々の議論が熱心に唱道せられ、我教育界竝に思想界は一時其風靡する所となつた。即ち或は忠孝一致を説き、或は國體の尊嚴を論じ、或は家族制度の長所を述べ、或は祖先尊崇の美風を稱へ、國民をして自國の長所を尊び、祖國の貴き所以を知り、以て國民意識を明瞭にし、國家觀念を涵養しようとした。之れを呼んで國民道德論の勃興といふのである。

けれども、國民道德論を以て、單に明治末期に起つた不祥事件の誘發する所となつて、始めて、我國に現はれたものであるとなす者があれば、夫は我國の歴史に注意を拂はぬ者といはざるを得ぬ。國民道德論は、我國の民族的精神の特に道德的方面に現はれたものに外ならないのであつて、實に國と共に舊いのである。若し一朝國體上の危機に際會しては、苟くも國家を念とする程の者は、敢然として立ちて、惡意志を撲滅して、國礎の動搖を防いだ

のである。是は即ち國民道德の實行である。假令國體の危機と迄ならぬ場合でも、時あつてか國民道德論の熱心な主張者が現はれて、國民道德に關する教を後世に遺して居る。是は蓋し我民族の道德的特色の一といふべく、而して又我國家の生命の係る所といふべきである。

天石窟の變に於ける八百萬神、聖德太子、中大兄皇子、和氣清麿、北畠親房、徳川時代の尊王論者即ち徳川光圀、山鹿素行、會澤正志、本居宣長、平田篤胤等は主なる國民道德の實行者若くは鼓吹者である。

要するに、國民道德論の主張は新しくて又舊いものといふべきであつて、日本民族の健全性は茲に十分に窺知られるのである。因みに、國民道德といふ文字は、已に故西村茂樹氏が用ひて居られる。氏は實に明治の初期に於て熱心に國民道德の必要を主張せられた方である。

第二節 國民道德の意義

國民道德論者

社會

國家

ギリシヤの哲學者、アリストテレスのいうた通り、人は其本性から社會的動物である。即ち人類は社會性を具へて居るものであつて、必ず他の個人と相合して共同生活を營むものである。社會は其處に成立つのである。社會は之を廣義に解すれば、凡て自己と自己以外の人格者との形造る有機的團體であつて、之を組立つる個人の目的以上の目的を有し、之に屬する者を支配する力を有して居るのである。是故に社會は共同目的を有する衆個人の組織する有機的團體であるといふことが出来る。此社會に家族、團體、國家及び世界の四種がある。茲に團體とは、例へば銀行、會社、政黨、學校等を指すのである。是等四種の社會は多くは時を同じうして存在し、各々其特色を有して居る。各個人は單に何れか一つの社會にのみ屬することは殆ど出来かねるのであつて、同時に二つ若くは二つ以上の社會に屬して其保護の下に生活するのである。中にも國家といふ社會は、一定の土地と獨立主權と、之に支配せられる人民との三要素から成立つものであつて、其組

織最も堅固に其勢力最も強大なものである。世に歴史あつて此方古今を問はず、東西を論せず、世界人類に對して相當の貢獻をなし、世界文化に對して相當の寄與をなした所の、又現になしつゝある所の人民は、何れも國家を組織して生活してゐる。人類の歴史の殆ど全部は國家といふ社會の下に生活する人民即ち國民の盛衰興亡の痕跡に外ならない。國家の目的は國家自らと國民との安全を圖り、以て兩者を完成する所に存する。此目的を達する爲めには第一、國家の存續と發達とを圖らねばならない。此國家の存續と發達とを圖る爲めには國民たる者は、是非共、一定の道德を實行せねばならない。此國民として實行せねばならない道德を指して國民道德といふのである。

國家の構成に關しては昔から學者の見る所が一致しない。中に契約説といふ主張がある。これは國家なるものは人民相互の契約から成るものである、各個人の生活の目的を達する必要上、契約を結んで君主を定め、法律

文化人と國

國家の目的と國民道德

國家の構成に關する學說

契約説

を制定し、此に國家が成立つのであるといふのである。之を主張した學者は英國のホッブス、ロック、佛國のルソー等である。此説たる、最早今日は其生命を有つて居らぬ。何故かといふと、若し果して國家が人民の契約を以て成立つものであるとすれば、若し不必要と考へられる場合には隨意に之を解體させることが出来るからである。國家が國民の生存上、役立つ間はそれを存立させて置くけれども、一たび其無用を感ずるやうになれば、隨意に之を解體させ得るとすれば、人民の國家生活といふものは如何にも不安なものである。特に其國家を解體させることが、一般人民の意志に基くならば、まだしも、一人の主權者、若くは國家一部の者の主我的意志に基く場合には、人民の生活は頗る危険である。然る上は、國家の權威といふものが更に成立たない。今日、此契約説を信ずる者のないのは、主として之が爲めである。

ギリシヤのアリストテレースは國家なるものは、人間本來の性質、人間自

國家の成立は人間の本性的に基く自然立

然の本性に基いて成立つものであるとする。換言すれば、人間本然の必然的要求に依りて生ずるものとする。是は古今東西を通じて、苟も文化國民といはれる者は、何れも國家を組織して國民として生活してゐる普汎的事實に徴して之を知ることが出来る。無論、猶太人の如き、又野蠻人の多くは、國家を構成せずに生活して居る。故に一寸考へると、人類は必ずしも國家を構成して生活するに限らないものゝやうであるけれども、國民ならぬ人は、數からいうても少數であり、又世界文化に對して貢獻する點からいうても極めて貧弱、否、寧ろ皆無である。

國家の目的に就ても亦學者の見解が區々として一定しない。例へば古代にあつてはアリストテレスは、國家はそれ自ら最高善の發現であるとなし、プラトーンは國家は之に屬するもの、即ち國民の道德的目的を達する爲めに存するものであるとなして居る。近世となつてヘーゲルの如きは國家は自由の最も完全な實現であつて、地上にある神國であるとなして居

る。是等は何れも國家の目的を道德的に解するものであつて、其言表はし方は幾分過ぎて居るかの感じがないではないけれども、亦國家の目的を知る上に大に參考すべき見解であると思はれる。蓋し人間は之を道德的に考へるならば、諸々の道德的可能性の系統と見ることが出来る。此の系統は方法宜しきを得れば、限り無く自らを實現する傾向を有つて居るものである。此可能性の實現は如何なる所に於て最も順當に又最も有効に成し遂げられるぞといふと、それは人間生活の最も安全なる場所であるに違ひない。人間生活の最も安全なる場所は何處であるぞといふと、それはいふまでもなく國家である。人民が國家に屬して、即ち國民として生活するといふことが其の生活の最も安全なる場合である。國家に屬せぬ者即ち國民たらぬ者が、生命、財産、自由及び名譽の保護に於て、缺ける所があるといふことは、嘗て帝政露國に度々起つた所の猶太人虐殺といふ悲惨な事實に徴しても之を知る事が出来る。

國家の目的
と國民道德

道德の二方
面

されば、國家の目的は國家自らの安全を圖り、之に屬する人民の諸々の道德的可能性を十全に實現する所にあるといはねばならぬ。一言でいへば、國家と國民との理想的完成である。國家が諸般の設備をなして、之を内にしては其秩序と平和とを維持し、之を外にしては自國の權利を保護伸張して、何處迄も獨立の體面を保ち、國民の生存の安全を圖り、此に始めて國民の有する諸々の道德的可能性の十全な實現が期待せられる。國家をして此大なる目的を達成せしめる爲めには、之に屬する者が是非共、一廉の道德を實行せねばならない。これが即ち國民道德である。

元來、道德は二方面を備へて居る。其一是普汎的方面で、其二是特殊の方面である。前者は人として踐むべき道、人として修むべき徳を指すのであつて、古今に通じ東西に照らして少も變りがない。此點からいへば、道德は人類共通の事實である。ところが道德には別に特殊の方面がある。是は人として踐むべき道、人として修むべき徳といふよりか、人の中の大部分、而

國民道德

かも其重要なる部分を占めて居る國民として踐むべき道、修むべき徳である。即ち特に國民的内容の豊富で、國民的色彩の濃厚なる道德である。此道德は國民に依つて必ずしも其趣を一つにしない。是が即ち國民道德である。其國民の國家生活に取つて根本的の道德といふ意味である。是故に國民道德なるものは、之を有する國民の依つて以て存續し發展する所以のものであつて、是が盛んであれば國家が榮え、之に反して、是が衰へれば國家も亦衰へて來るのである。かくて、國民道德は國民に依りて各々其趣を異にするものであつて、英國國民には英國國民の國民道德があり、米國民には米國民の國民道德がある。故に國民道德を以て地理、歴史、家族組織、國體、國民性等に其根柢を有して、國民の存續、發展に缺くべからざる道德であるといふてよい。要するにそれは國民の歴史的生活の結晶であり、エキスであつて、取分け、歴史味の豊富な道德である。

個性の十分に鮮明な個人は通例、其人格的價值が大であるやうに、國民道

徳の特色の鮮明な國民は亦大なる國民である。今日世界に於て人も許し我も任ずる大國民は英米佛伊日の五國民である。是等國民が大國民であることは、一たび其有する國民道德の如何を検すれば、容易に之を知ることが出来る。

斯様に考へれば、苟も爲す有る國民は各々其道德的特色を有して、一國の存續と發達とを圖つて居ることが知られる。此道德的特色、言換へれば國民道德は種々の條件に依つて規定せられるのであるが、其條件の主なるものは地理、歴史、家族組織、國體及び國民性の五箇條である。我國民道德を規定する條件は種々あるけれども、其主なるものは矢張、此五箇條である。

終りに我國の國民道德の徳目を述べよう。其主なるものを數へれば、其神道から來るものを見るに、敬神、崇祖、潔白、正直、簡素、快活、勇壯、感恩等がある。是等は直に國民道德の徳目と見て差支へない。何となれば、神道は純日本的の教であつて、儒佛二教のやうな外來の教とは大に其趣を異にするもの

我國民道德の規定條件

我國民道德の徳目

であるからである。此に神道とは、純神道、言換へれば、古神道の意味である。次に武士道から來る國民道德の徳目は上の敬神、崇祖、正直、感恩等の外に、武勇、節義、誠實、廉恥、質素、優雅、愛家、禮讓、仁愛、寛裕、崇佛等である。是亦直に國民道德の徳目と見てよい。何となれば、我民族的精神の初めは、特に武士階級に現はれ、後には殆ど一般人民の尊重する所となつたからである。終りに教育に關する勅語の徳目も亦固より國民道德の徳目である。即ち忠、孝、友、和、信、恭、儉、博、愛、遵、法、義、勇、奉、公、一、致、協、同、等、是、れ、で、あ、る。

第三節 國民道德研究の必要

國民道德研究の必要は二種の觀點から見られる。其一は西洋の道德と東洋のそれとの差異點からであり、其二は單獨に國民道德そのものの性質からである。先づ第一の觀點から述べよう。茲に東洋とは専ら我國と支那とを意味するのである。

東西道德の差異點

- (一) 西洋の道德は個人本位の點多く、東洋の道德は團體本位の點が多い。
 - (二) 西洋の道德は積極的の點多く、東洋のそれは消極的の點が多い。
 - (三) 西洋の道德は知的要素優り、東洋のそれは情的要素が優る。
 - (四) 西洋の道德は理論的要素多く、東洋のそれは實踐的要素が多い。
 - (五) 西洋の道德は平等觀念に富み、東洋のそれは差別觀念に富む。
 - (六) 西洋の道德は自主的の點多く、東洋のそれは沒我的の點が多い。
- 西洋の道德と東洋のそれとの差異の重なる點は、大略斯くの如くである。就ては東洋道德、其中特に我國の道德を専門的に研究して、道德に關する理論的並に實際的要求を充たすことは東洋に於ける倫理學者、我國に於ける倫理學者の不可避の任務である。蓋し人種、歴史、風俗、習慣等が異なり、隨て思惟の方法が異なる歐米の學者では、之を徹底的に研究することは餘程むづかしいからである。故に東洋道德の十分な研究は東洋の學者、我國

民道德の十分な研究は日本の學者が當然之に當るべきである。

次に第二の觀點から國民道德研究の必要を述べよう。

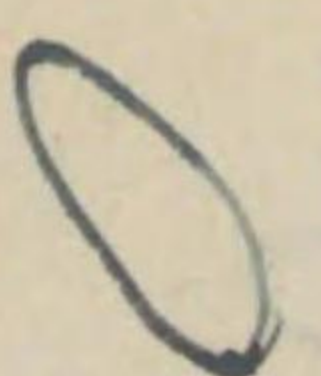
- (一) 國民道德の研究は國民をして自國の長短を明かにし、國民的自覺を起さしめる上に役立つ。
- (二) 國民道德の研究は第二國民の養成に役立つ。
- (三) 國民道德の研究は我國民の思想の獨立に役立つ。
- (四) 國民道德の研究は我國教育の目的の論定に役立つ。
- (五) 國民道德の研究は我國が世界の文化に貢獻する所以を明かにする。

第二章 我國の地理と國民道德

第一節 地理と人文

我々人類は自然界の懷の中に生れて、一定の國土の上に棲息する者であれば、其物質的方面の活動も、亦精神的方面のそれも、少なからず地理的條件の影響を被るのである。諸國民の創造する文化が、彼等の環境の規定する所となるのは當然の理である。此環境を組立てる要素に種々ある。地勢、氣候、地味、生物及び無生物等が其主なるものである。是に於いて、國民道德の研究には、之を有する人民の棲息して居る國土の地理學的情態を考察する必要が起つて來る。夙に我神代に於て成立つた皇室中心の國家主義といふ種子は、日本といふ優良な土地に播かれて十分な發育を遂げ、香ばしい美花を開き、特色ある美果を結んだ次第である。我國民道德も亦實に此美

地理と人文



果の一に外ならないのである。

各國民の生活を檢するに、人類も他の動物と同じく生物學上いはゆる直接順應の原則に漏るゝものでなく、隨て地理と人文との關係は、其間に極めて親密なるものがあることが知られる。進んで我國の地理と國民道德との關係を述べよう。

第二節 島國

我國は亞細亞大陸の北東海岸に延長千三百里の弧形を描いて横はる火山列島であつて、夙に大陸或は南洋から此國に來集したる數多の人種は、幾多の年月を経る間に、家族的に政治的に或は社會的に混化して、大和民族といふ混成民族、否、渾一民族を造り出したのである。彼等は初めから皇室を其結合の中心として生存したからして、終に殆ど宗教的情熱とまで進み、我大君の爲めには抛つ生命の二つなきことを憾む底の熾烈な忠君尊王の精

大和民族

忠君尊王と
敬神崇祖

神を醸成したのである。又島國は通例大陸に起る所の騷亂の餘波を受け、
ることが少ないからして、敬神、崇祖を始め、家族制度、其他我國固有の風習、傳
統等を維持し發展せしめたる外、一國の歴史に中斷と左迄の汚點とを印せ
ずに済んだ。徳川時代末期の國學者に依つて唱へられた君民同祖説の如
きも、日本民族の島國生活に關係する所が少なくない。
島國人民は假令、外敵が襲ひ來つても逃るゝに處なく、一種背水の陣を布
く外はないからして、一たび外敵に遇へば敵愾心忽ち起り、能く一致協同し
て之に當るのである。是れ我國民に熱烈なる愛國心と鞏固なる團結心と
存する所以である。

第三節 領域の狭小

我國は島國である上に、領域が狭小であるから、君主の統治力は津々浦々
まで徹し、物理學上の術語を借りて言へば、國民の求心力が頗る強い。是れ

愛國心と團
結心

國民の求心
力

我國民の國民意識が常に明かに、國民感情が頗る鋭く、隨て君民關係が極め
て親しく、國民統一の最も固い所以である。之に反して、領域の徒に老大な
國家は國民の遠心力が求心力よりも強くて、國民の統一が困難である。

又我國民性の一つたる同化性は、十分に民族の統一の保たれる島國的社
會に於て陶冶せられたものである。所謂大和魂の如きものも、我大和民族
の此小島國といふ烘爐に於て、數多の年月の間、烹鍊せられて出來た民族的
精神に外ならないのである。

されど私は敢て今日、領域擴張不必要論を主張しようとはせぬ。唯、過去
に於て發達し來つた我國民道德を、領域の狭小といふ觀點から説明したに
過ぎないのである。

大和魂

第四節 風光の明媚

風光の明媚なる我國が、之に住む者の性情を薰治し、其道德的生活に影響

我國民性と
地理的條件

する所のあるのは固より其所である。我民族は一般に趣味に富んで風景を愛し、其美感著しく發達して、種々の美術品、工藝品の製作に長じ、以て世界有数の美術國民となつた。かく我民族が趣味性に富む結果、優雅、高潔、正直、瀟達、澹泊等の美德を養ひ、是等が或は忠君愛國の精神と結合し、或は義勇奉公の道念と融和して、我國民の道德的特色を成すやうになつた。

今特に我國民の有する著しい國民性と、此地理的條件との關係を見よう。我國民性の一なる潔白性は、取分け、河海井泉等の水の如何にも清い所に基いて起つたものゝやうである。而して我民族の物質的潔癖は内面化せられ、深化せられて精神的潔癖となり、武士道にあつては正直、廉恥、質素等を重んずることゝなり、神道にあつては同じく正直、潔白、簡素等を尊ぶことゝなつた。又我國の天氣朗らかに空氣の清いことは殆ど萬象を美化して、我々にいふべからざる快感を與へ、其間、自ら人をして快活性を養はしめる。又風物が美しい上に、産物が豊かであるから、終に現實性を形造るやうにな

つたのである。神道に明確な來世觀のないのも之が爲めである。而して我國民の世間的、國家的の思想、行動の多くが、以上の二種の國民性と相表裏するものであることは見易い理である。

第五節 農業國

上古に於ける我民族の生活—農業

農業と家族制度

我民族が上代に於て遊牧生活をなした證據は、之を認める事が出來ないけれども、農業の行はれたことに至つては、種々の明證が擧げられる。我民族は夙に農業に従事し、一所に定住して、家族の人々、擧つて共同の土地を耕作し、祖孫相繼いで歴代の祖先の墳墓を護り、其靈に仕へた所からして、家族制度が起つたのである。彼の遊牧民族に家族制度の成立つことの困難なのは、主として彼等が歴代祖先の墳墓に遠ざかるからである。家族制度の生み出す國民道德の徳目に種々ある。是は後に家族制度と國民道德の條下で述べることゝする。

家族制度と國民道德

忘るまじきは農業生活と服従道德との關係である。元來、此道德が大に儒教倫理の重んずる所となつたことは、子の親に對する道として孝が説かれ、弟の兄に對する道として悌が説かれ、妻の夫に對する道として貞操が説かれた事實に徴して之を知ることが出来る。我國でも亦此道德を重んじ、特に徳川時代三百年間の封建制度は之を助成する上に與かつて力があつた。然らば、此道德の起源は何處に存するぞといふに、私は主として之を農業生活に求めようと思ふ。何となれば、農業は過半自然力に依頼するものであつて、人力の能く爲し得る所は僅かに播種と培養との二事であるからである。從順の二字は農業生活者を一貫するものといふべきである。既に能く從順である。是故に父母は子女を愛し、子女は能く父母に仕へ、夫は妻を愛し、妻は能く夫に仕へて家族制度の成立と存續とを結果したのである。又優良な兵士が多く農家の子弟より得られることも、彼等が從順、質樸の美德を具へて居るが爲めである。

其他、我國土は寒熱兩帶に短かくして、最も温帶に長いからして、寒熱二力の壓迫割合に少なく、耕せば喰ふべく、織れば著るべく、若し耕織を怠れば則ち生活に苦しむところから、各自、相當の努力を要し、爲めに自ら著實勤勉、中庸等の諸徳を具へるやうになつたのである。

第六節 地理上より見たる我國民の短所

以上は我國民の地理學的原因から生ずる重なる道德上の美點を述べたのであるが、他に又幾多の短所の存することを忘れてはならぬ。今其重なるものを挙げれば左の如くである。

- (一) 氣宇の狭小
- (二) 退嬰的傾向
- (三) 獨創力の貧弱

其他、我國民が多感性に富んで冷熱定らず、輕躁・性急であつて容易に激す

る傾向のあるのは、之を地理上から見れば、我國が世界有数の火山國、地震國である爲め、自ら人をして神經過敏となし、恐怖心を養ふこと少くないからであると思はれる。

日清、日露、兩戰役後、我國の地理的情態は大なる變化を來し、臺灣、朝鮮、樺太、南半は我領土となり、南滿洲は我勢力圏内に入り、世界大戰後、赤道以北の舊獨逸領南洋諸島の委任統治權を獲得し、我領域は益々擴張せられ、新附の人民中には幾多の異人種を包含し、我國は又昔日の島帝國ではない。隨て國民道德の上にも亦多大の變動を生ずるやうになつたのは見易い理である。是れ今後、國民道德研究者の特に注意すべき點である。

Suspicious

第三章 我國の歴史と國民道德

第一節 歴史と國民的理想

總て單獨の個人には歴史少なく、歴史らしい歴史は人の家族的生活を以て始まるものである。

動物の生活は専ら本能に支配せられるものであつて、一代毎に終結し、次代の者には續かない。即ち個體的、一回的である。然るに人類は理知或は自意識と言ふ特殊の精神作用を具へて居るから、其生活は個體的、一回的ではなくて、必らず次代の者に及ぶのである。即ち一時代の人類生活は、之に先だつ時代の繼續であつて、前代の人類の生活の方法や原則は、多かれ少なかれ、必ず次代の人類の生活を律するものである。此事たる、衣食住の如き物的のものたる、將た又、政治、學問、道德、宗教の如き心的のものたるを問

歴史の第一歩

人類生活の
所以なる

はない。人類の生活が動物のそれに比べて、量的にも亦質的にも發展して、單に現在ばかりでなく、或は過去を顧み、或は遠く將來を想像することゝなるのは之が爲めである。一時代が他の時代の繼續となり擴張となる點が、人類生活の歴史的なる所であつて、人類特有の文化の成立し進歩することは茲に始めて可能となるのである。

是に於て、歴史なるものが人類の生活に主要なる役目を演ずることゝなるのである。いふ迄もなく、各個人の生命は長くも百年を越ゆるは稀に、其短かきものに至つては、ホニ一瞬間に止まるものがある。されどそれが構成して居る社會、國家に至つては、永く存續するを常とする。勿論、其中には他國民、他人種の征服する所となつて滅亡するものも少なくないのであるが、苟くも爲す有る國民に至つては、其支ふる國家は永久に之を存續せしめようとするのである。其間、一時代は之に次いで來る時代に向つて、國民の成遂げた業績を傳へようとし、又一時代は努めて前時代の國民の業績を

歴史の價值

歴史の二義

知らうとする。此に歴史なるものが重んぜられて來る理由がある。歴史には廣狹の二義がある。之を廣く解すれば、凡て事物の變遷、發達及び其記載を意味するのであつて、人類は勿論、人類以外の生物、延いては天體の變遷、發達にも及ぶのである。されど通例之を狭く解して、人類だけに限ることとするのである。否、たとひ人類だけに限つても、野蠻人の營む活動は之を除外するのであつて、主として文化人の活動、言換へれば、社會、國家を形造つて生活する人民の活動を研究して、其因果的關係を記述するものを歴史となすのである。

上述の狹義に於ける歴史は、之を有する人民の現在及び將來の國民的生活を指導する力を有つて居る。何故となれば、現在及び將來の國民的生活は、之に先だつ時代の國民的生活の繼續に外ならないからである。中にも年代の古く、内容の豊富な歴史は、之を年代の新しく、内容の貧弱なものに比べて、後代の國民に對する權威、訓練力が更に大なるものである。殊に幾多

狹義の歴史の力

の困難に遭遇して、努力奮闘之に打勝つて進み、以て國運の勃興を致した國民の歴史に至つては、獨り次代の國民の爲めに鑑戒となるのみならず、他國民に向つても亦相當の鑑戒となるのである。例へば、羅馬國民の歴史の如き即ち是である。我國民のそれの如きも亦然りである。

凡そ國民の歴史は、過去數代の間に積まれた國民の活力及び其記載であつて、之を有して居る國民の理想を構成する上に有力なる材料を提供するものである。各個人にもそれ／＼理想があるやうに、國民にも亦何等か理想があるのを常とする。國民には文野、強弱の差があるから、其の理想とする所も亦決して一樣でないが、國民的理想の如何は能く一國の盛衰興亡を左右するものである。之を我國の場合でいうて見れば、彼の南北朝時代に於ける建武中興は當時の國民的理想の實現であつた。又明治の王政復古も同じく天皇親政といふ國民的理想の實現であつた。畏くも彼の五箇條の御誓文は、如實に當時の國民的理想の内容を言ひ表はし給うたものと

國民的理想
と國家の盛衰

國民的理想
と自國の歴史

拜察せられる。實に今日から當時を回想して、彼の波瀾重疊の際に自主進取の大理想が立ち、而かもそれが約半世期にわたる明治の大御代中に、着々と實現せられたことは、何人も深く感激させられる所である。明治時代に於ける我文化の進歩は、實に此國民的理想の實現に外ならない。

されば、歴史の無い新開國は暫く之を措き、苟も一廉の歴史を有して居る國民は、其理想を構成する材料の多くは、當然、之を自國の歴史に仰がねばならぬ。實際、建武中興も明治維新も共に當時の國民的理想の實現であつて、之を構成する材料を自國創建の歴史に仰ぎ、上下一致して之を實現したのである。即ち何れも神武天皇の御親政を理想として、君主と人民との間を隔てる武門政治といふ雲霧を一掃し、以て皇室の御稜威を直接蒼生の上に光被せしめようとしたのである。自國の歴史に國民的理想の材料の多くを求め、その出来るのは、光輝ある歴史を有つて居る國民の貴とい特權の一である。

第二節 歴史と國家精神

歴史の國民に對して訓練力を有する所以

國家精神

歴史が之を有する人民の國民的生活を指導する理由は、前節に述べた通りであるが、少しく之を他の側から考へて見たい。何故に歴史が之を有する國民に對して這個の權威を有するぞといふに、國家には一種の精神的原理が存するからである。之を言表はすに、國家精神といふ言葉を用ひよう。國家精神とは主として個人精神に對するものである。個人精神はいふまでもなく、之を有する個人の存續と發展とを目的とする精神であつて、常に自己を眼目として働くものである。然るところ、衆個人が集つて國家を組織するやうになると、自づと之に屬する個人、即ち國民の頭腦に國家を目的とする共通精神が生じて來る。之を國家精神と呼ぶのである。即ち人が一身一家の利害を顧みないで、國家を念とするのは、其人が此國家精神を分け前して來るからである。然らば、此精神の源は何處に存するぞといふと、

國家精神と個人精神との關係

建國の理想

それは主として之を有する國家を創建した始祖の頭腦に發し、之を佐けて其建國事業を成就せしめた數多の功臣の國家的觀念に依つて養はれ、而して其國家を繼承し維持し發展せしめた代々の君民の國家觀念や、國家的事業に依つて益々擴充せられて往くのである。それ故、國家精神といつても銘々各個の精神即ち個人精神以外には存しない。銘々各個の個人精神に存し、而かも個人の利害を超越して國家を目的とする全體的精神である。即ちそれは個人精神に依つて支へられ、而かも個人の利害を超越して國家を念とする全體的精神に外ならない。個人を離れて國家が存しないやうに個人精神を離れて國家精神は存せぬ。而かも個人の超個人性が國家構成の主動力たるやうに、個人精神の超個人性が國家精神成立の主動力たるのである。此國家精神が長く存續するか、若しくは其反對に暫時にして絶滅するかといふことは、主として始祖の建國の理想如何に依つて定まるのである。若し其始祖の建國の理想にして、單に己れ一人の利害を本として

國家の存続に
祖の理想を
トモツル
トモツル

構成せられたものならば、國家精神は其人の生命の滅びると共に滅びて、又後代の國民の生活を支配することは出来ない。假令、それ迄でなくとも到底、長く存続することは出来ない。けれども、之が反對に、國家精神の源頭たる始祖の人格が偉大で、其理想、抱負が優秀なものであれば、其頭腦より湧いて出た國家精神の泉は滾々として流れて盡きず、其周囲の功臣の國家的觀念に依つて益々養はれ、それに續く代々の君民の國家的觀念に依つて愈々培はれて、以て強き勢力として長く國民の生活を支配して往くのである。例へば、畏くも我國の神武天皇、北米合衆國のワシントンの場合を思惟すべきである。

神武天皇と
ワシントン

斯様な次第であつて、此國家精神は國家の生命の係る所であつて、一國の政治も法律も教育も經濟も、其他、國民の生活を支配する有ゆる規定、制度は一に此精神の表現の諸相に外ならない。國家に屬する各個人は意識的に此精神を分取する所に、始めて眞の國民たる資格を備へ來るものであつて、

國民の思想、行動は千種萬様であるけれども、此精神を分取し、此精神を培養する點に於て一致して來る。若し教育特に國民教育なるものを此立場から見ると、开は第二國民をして出來得る限り、己が屬して居る國家の國家精神を意識的に分取せしめる手續である。 彼等をして啻に國家精神の存在を理解させるのみならず、己れも亦开を形造つて居る一要素であることを理解させる手續である。此事は必ずしも獨り學校に於ける教育には限らぬのであつて、小兒の家庭に於て父母、長者から受ける教育でも、又彼が年長じて社會に出て、一般社會から受ける教育でも何れも然りである。彼の中外の歴史を飾る明君、賢相、忠臣、義士と稱へられる人々の如きは、何れも最も明瞭な意識を以て、此精神を分取したものであつて、彼等はそれの有力な支持者、指導者、矯正者となつて、國家の存立を助けたものである。

尤も宗教家、道德家、社會革新家といはれる人々の中には、時として上に述べた所と反對な思想を懷き、反對な行動に出る者もないではない。然れど

宗教家、道德家、社會革新家、精神等と國家

も、其實決してさうでない。彼等は、其屬する國家の國家精神を分け前すること、一般普通の人民よりか廻かに多大であるのであつて、一般普通の人民の見えない所が見え、聞えない所が聞える所から、深く社會、國家の神髓に攻入つて、更に深く更に廣く、而して更に高い立場から、其國家精神を分け前するのである。それで彼等の思想、行動に、多少の破壊的な部分が看取せられても、其破壊たるや、破壊の爲めの破壊ではなくして、建設の爲めの破壊である。此故に國家精神は彼等に依つて、一段の生氣を帶び來り、國民の生活は彼等に依つて其正しい進路を見出すやうになるのであつて、彼等の事業は永久の生命を有し、彼等の功績は後代まで長く嘆美の對象となるのである。實に彼等の事業、彼等の功績を物語る歴史や傳記等が、數千百年を経て尙ほ之を讀む者の血潮を沸かし、甚大なる感激を興へるのは是れ彼等が十二分に國家精神を分け前し、國家の生命を支持し、以て讀者の自ら分け前しつゝある自家念頭の國家精神に共鳴する所があるからである。否、讀者は

彼等の歴史、彼等の傳記に於て、己れの理想的自我を見出すからである。

歴史と國家精神

通例、歴史といへば、過去の社會、國家に於て、之に屬する人民の思惟し行動した事跡を敘述するものを意味するのであるが、是等の事跡は決して歴史の材料の全體ではない。隨て是等事跡を敘述する事を以て歴史家の能事了れりとするべきでない。歴史の根本義は、社會國家に生滅する事實の奥底に潜んで居る精神的原理を捉へて、其活動作用を明かにする點にある。此に精神的原理とは上に述べた國家精神に外ならない。此精神は上述のやうに、國民の生活を支配し、百般の人事現象を造り出す根柢たるものである。是故に歴史の本體は此國家精神であつて、國家の治亂、民族の興亡の如きは單に其現象に過ぎないのである。歴史家の本領は人をして無味なる事實の奥に潜み、零碎なる史實を貫いて存する所の國家精神を捉へ來つて、其無味なる事實に生命を吹入れ、零碎なる史實に聯絡を興へ、以て國家精神の將來に於ける進程の大勢を會得せしむる所にあるといふべきである。大史

歴史家の本領

筆の手に成つた歴史が長く尊重せられる所以も、亦卓越した國民の歴史が他の國民の鑑戒となる所以も、要するにこゝにあると信ずるのである。

第三節 我國史の特色

我國史の特色に左の數箇條がある。

- (一) 我國史には外敵の爲めに國民生活を攪亂せられた跡がない。
- (二) 歐洲列強の中、能く外敵の蹂躪を免れたものは甚だ少ない。
- (三) 我國史には革命の跡がない。
- (四) 今日世界有數の國家は多くは革命の慘禍を被つて居る。特に佛國、支那、露國の如き、其最も甚だしいものである。
- (五) 我國史には國民分裂の跡がない。

外國では隨分小國ですら國民が分裂して烈しい戦争をした例がある。然るに我國に於ては古來、國民の統一が殆ど理想的情態に達し、彼の戰

勝者と戰敗者との間に見るやうな不和、反目は絶えて存しない。但し我國に於ても、分裂の危機は二回程あつた。それは南北兩朝の對立の場合と、幕末に於ける公武の不和の場合とである。されど、此分裂の危機は二つの場合共に、幸ひに去つてしまつて、分裂は到頭實現せられなかつた。

(四) 我國史には國民的曲事の跡がない。

茲に國民的曲事とは、國家の主權者や、政府の意志を以て他國民に對して犯した所の曲事を意味する。

(五) 我國史には中斷がない。

以上の我國史の諸特色は、我國をして今日あらしめた所以のものであつて、其由つて來る所を考へれば、固より一にして足らぬけれども、其重なる原因若くは理由は、我國國民の道德的卓越にあると信せられる。即ち第一箇條は主として之を國民の義勇奉公の精神に歸すべく、第二箇條は之を忠君

尊王のそれに、第三箇條は之を一致協同のそれに、第四箇條は之を正義、人道の尊重に、而して第五箇條は之を以上の總てに歸すべきである。勿論、他にも之が原因の認むべきものが無いではない。例令、第一及び第三の二箇條の如きは、明かに我國の地理的事情が與かつて力がある。

以上の我國史の特色は其名の示すやうに、今日迄の我國史の特色であつて、今日以後果して何うであるかといふことは、唯神のみ能く之を知るのである。此に我々及び我々の子孫の重且つ大なる責務が存する次第である。

第四節 我國の歴史美と道徳美

歴史美と道

前節に於て述べた通り、我國民の道徳美は種々の歴史美を生んだが、其一たび生まれた歴史美は翻つて又道徳美を生む力となつた。されば我國民の有する歴史美と道徳美とは互に因となり果となつて、今日に及んで居るといふべきである。此事たる、我國に於て如何に悖逆の徒と雖も尙ほ且つ

徳美との相
互關係

皇室を崇敬し奉ることを忘れぬことの如き、又一たび一國の大事が起るといふと、其君主たると臣民たるを問はず、主として過去の傳統的定法に依つて之を處置したことの如き事實を見て之を知ることが出来る。國民が一國の大事を決するに當つて、之が方法を祖先の遺法に求めることの出来るのは無上の幸福といはざるを得ぬ。何となれば、若し其歴史が汚點に充ちて居る場合には、之を爲すことが頗る困難であるからである。

斯くはいふものゝ、決して私は歴史主義の一本調子を以て進まうとするのではない。深く理想主義の價值のあることを信ずるものである。歴史主義あつて回顧し、理想主義あつて前進し、此に始めて個人も國家も健全な發展を遂げるのである。加之、是等兩主義を以て無交渉のものとなすは皮相の見である。即ち歴史は過去の間に積まれた一種の力であつて、理想構成の材料となり、理想は現在を照らす光であつて、歴史に活氣を與へる。斯くに依つて支へられ、斯光に依つて照らされて、其處に現實の發展があるの

歴史主義と
理想主義

である。

第四章 我國の家族制度と國民道德

第一節 家族生活の價值

姑く利己主義の主張に従つて、人類は生れながら利己的のものであるとしても、一たび夫となり妻となつて家庭をつくれれば、其利己的傾向は少からず抑へられて、利他的傾向が揚げられて來るのである。否、夫婦關係の成立つことそのことが、既に當事者の利他心の存在を物語るものである。家族生活、殊に家族制度の國に於ける家族生活の教育的並に道德的價值は頗る大である。

今、家族制度の發達の歴史を一瞥しように、東西兩洋共に、昔は家族制度を有して居つた民族が少なくない。例へば人種からいへば、セミテイツク人

家族生活

家族制度發達の歴史

羅馬の家族制度
家長權

服從の精神

(小亞細亞、チユートン人(ジャーマニー)、ケルト人(ブリタイン、ゴール、スペイン、イタリー及び中央歐羅巴)、インドウー人(印度)等の如きは何れも家族の神を有し、家族制度を組織して居つた。人民からいへば、日本を始め、希臘、羅馬、波斯、支那、朝鮮、琉球等には祖先尊崇の習慣が行はれて、家族制度を有して居つた。中にも羅馬の家族制度は頗る整頓したものであつた。即ち其家長權は殆んど無限、絶對であつて、妻子に對して絶對服從を命ずるは論無く、時として之が生殺の權をさへ有つて居た。羅馬帝國が其國礎固く、其存立の能く久きに亘つたのは、主として此制度の賜物といふべきである。當時、家庭はいはゞ人に服從を教へる學校ともいふべきであつて、人は此所にある間に將來、法治國の人民たる準備を整へたのである。實際、服從の精神は羅馬人の有ゆる思想感情の根柢を成して居つた。羅馬人が當時の野蠻人を征服して、所謂羅馬帝國を打建て、以て後の諸々の歐羅巴國民の爲めに文化の先驅をなしたのは、一に之を非常な發展を遂げた家族制度に歸すべきであ

羅馬の家族制度崩壊の理由

る。是に至つて、家族制度の價値は又之を疑ふことが出來ない。然るに幾くもなく、羅馬の家族制度は崩壊する悲運に際會した。之が理由は種々あるが、其重なるものは、

- (一) 人種的のもの
- (二) 經濟的のもの
- (三) 學術的のもの
- (四) 宗教的のもの

の四箇條である。是等の理由は、相合して羅馬の家族制度を崩壊せしめたのであるが、中にも最も有力であつたのは、最後の宗教的のものである。即ち羅馬の國教たる基督教は平等主義、個人主義を唱へた爲めに、自ら家長權は輕んぜられ、且つ人民は唯一神を信じて、家族制度の根柢ともいふべき祖先尊崇を廢することゝなつた。

其後、基督教は歐洲諸國に弘通し、隨て個人主義も亦之に伴つて傳播し、之

宗教的理由は其の最も有力なるもの

偏見

に加へて政治、法律が整頓すると共に個人の權利義務の觀念益々明瞭となり、爲めに個人の價値が重んぜられて、家族制度は終に滅びることゝなつた。而して終に家族制度は野蠻人の生活形式の遺風であるといふやうな説を吐く者を出すやうになつた。這個の説の當否は、次第に本書の論歩の進むに従つて明晰となつて來る。以上四箇條の理由の中、第二、第三の二個條は、後に述ぶるが如く、又現に我國の家族制度を動搖させつゝある有力な理由である。

第二節 我國の家族制度

古來、東洋では我國を始め、波斯、支那、朝鮮等に家族制度が存してゐたが、中にも我國の家族制度が最も備つたものといはれる。何故ぞといふに、我國はそのまゝ、で一の大なる家族であつて、此點は世界に其類例を見ないからである。

我が家族制度の最も完全なる所以

我國の家族制度は、夫婦關係並に父子祖孫の血族關係を有する者から成る統一體である。その中心は家長であつて、民法に所謂戸主なるものである。家長は特殊の權能を有して、一家統率の任に當り、少なくとも、左の數個條の任務を遂行するのである。

- (一) 一家の歴史、血統及び名譽を維持し尊重すること。
 - (二) 家風、家法、家憲等を尊重すること。
 - (三) 祖先の祭祀を行ふこと。
 - (四) 祖父母、父母、妻子等を扶養すること。
 - (五) 弟妹を教養すること。
 - (六) 政治上並に法律上の權利、義務を尊重すること。
 - (七) 家産を保護、増殖すること。
 - (八) 親族、郷黨等と交際すること。
- 家長が一家の中心であることは、我民法第七百三十二條に依つて規定せ

られ、其家族に對する權利は、第七百四十九條及び第七百五十條に依つて規定せられ、其祖先に關する權利は、第九百八十七條に依つて規定せられて居る。斯様にして、家長は内、家族を支配し、外、一家を代表するものであつて、眞に已むを得ない場合を除いては、恣に其位置を退き、其權利を抛つことを許さない。又妄りに家族を分離し或は遺棄して、己が家族扶養の義務を回避することも許されない。是れ一には家族制度を保護し、一には家族をして安固なる生活を遂げさせ、以て成るべく無告、浮浪の人を社會、國家に送り出さぬ爲めである。

西洋諸國にては、其子が一たび妻帯して、獨立の生活を爲すやうになれば、父母の膝下を離れて、一家を立てるのを常とするから、父子祖孫の關係は我國のやうに親密でない。爲に西洋諸國に於いては、我國に於て見るやうな戸無く、戸主無く、隨て戸主權なるものがない。それ故、財産相續はあるけれども、戸主權の相續、即ち家督相續はない。隨て、西洋には夫婦本位の家族は

あるけれども、父子本位の家族は先づ無いと言つて差支ない。我國の家は縦の直線をなして進行くけれども、西洋の家は横の直線、厳しく言へば、斜の直線をなして進行くのである。詳しくいへば、西洋には夫婦關係の成立つ前は家族が無く、又配偶者の何れか若くは雙方が死ねば家族が無くなるのである。然るに我國に於いては、現在の家族の成立つ以前に、既に幾代かの家族が存し、又現在の家族の死後にも尙ほ幾代かの家族が生起する。西洋に於いては、子女の教養も亦兩親の扶養も之を我國に比べれば、何うも不十分なところがある。それ故、國家が養育院、慈惠院、孤兒院等の設備を整へて、其保護の任に當つて、之が缺陷を補ひつゝあるのである。大體より云へば我國の法律特に家族制度と密接の關係ある民法は、必ずしも此制度を保護するやうに制定せられて居らぬのであつて、已に一部の學者の間に、之が改正の必要を唱へる者があるのである。けれども、兎も角、如上の諸個條を以て家長の權利及び義務を規定し、或程度まで家族制度を維持しつゝあるこ

とは、疑はれない事實である。

私的家族制度
と公的家族制度

支那の家族制度

上に述べた家族制度は、各自の家庭に於て見られるものであつて、私的家族制度と呼ぶべきである。然るに我國は是等の小家族制度を綜合統一して出來て居る大家族制度であつて、私的家族制度に對して之れを公的家族制度と呼ぶべく、若し前者を特殊的家族制度と呼ぶならば、後者を國家的家族制度と呼ぶべきである。支那には古より私的家族制度はあつた。舜が契なる者をして司徒となり、百姓に對して五教を布かしたのも、亦唐以後今日に至るまで別籍、異財を不孝の中に數へたのも全く之が爲めである。されど、支那は易姓革命の國であつて、國朝が度々改つたから、公的家族制度即ち國家的家族制度が成り立たなかつた。儒教は支那の家族制度を維持する上に與かつて力のあつたことはいふ迄もない。それが我國に採用せられるや、佛教の場合とは異つて、何等紛擾の生ずることの無かつたのは、彼我共に私的家族制度が存して、幾多共通の家族道德が存したからである。

我特殊的家
族制度的養
成する道徳
心

國民道徳綱要

我特殊の家族制度が、之に屬する者の道徳心を養ふ所を見るに、概ね左の通りである。

(一) 服従心

(二) 公共心

(三) 犠牲心 一家に對する犠牲心を擴張して、之を國家に施せば、即ち義勇奉公の精神となる。

(四) 同情心

(五) 協同心 家に於て一致した者は、又容易に國に於て一致するから舉國一致の精神が養はれる。

(六) 愛名心

斯様な次第であれば、我國の家庭は正しく之に屬する者の道徳心を養ふ道場であり、將來、社會、國家の一員たる準備をなす所である。

次に我國がそのまゝで一の大なる家である事を見るに、我國は皇室を中

我國の一大
家族なる所
以

心として出來て居る大なる家であつて、之が家長は畏くも上御一人にあらせられる。爲めに上御一人は一國の主權者にましますと同時に、國民の父にましますのである。支那にては國母といへば、君主の母を意味するのであるが、我國にて國母陛下と申し奉れば、少なくとも明治時代以降は皇后陛下を指し奉るのである。斯様に大和民族の族父にまします天皇陛下が、長く主權を掌握して臣民を愛撫し給ひ、臣民は獨り主權者としてのみならず、又族父として之に對しまつて、子たるの本分を盡し奉るのは、是れ「君臣即父子」といふ我國體の美點中の美點であつて、確かに大なる國民的の誇りといふべきである。

我國の家族制度の模範は皇室に存するものであつて、帝國憲法竝に皇室典範の二大典が制定せられてから、皇室の基礎愈々固きを加へられたのは、眞に國家の爲めに慶すべきことである。彼の教育に關する勅語は、國民教育の大本を御示しになつたものであつて、必ずしも家族制度に就て御説き

我家族制度
の模範

になつたのではないけれども、能く之を拜讀する時は、該制度に關する道徳を説き給ふ節の少なくないことを解しまつるのである。例へば「皇祖皇宗ノ遺訓」克ク孝ニ、父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ、祖先ノ遺風ヲ顯彰ス等と仰せられてあることの如き、何れも我家族制度の存續、發展に缺くまじき道徳といふべきである。今や我國の私的家族制度は、種々の理由から動搖を來たしつゝあることは疑はれないのであるけれども、皇室にして之が範を垂れ給ふ以上は、大に人意を強うするものといふべきである。

第三節 祖先尊崇

人に祖先のあるのは、恰も河流に源のあるやうなもので、子孫は之を譬へれば、祖先の末流とも見らるべきものである。是故に若し祖先が無かつたならば、祖父母無く、父母無く、畢竟、我身が無い。そこで自ら祖先の恩徳を思ひ、之を尊崇する慣習が成立つて來る。之を名づけて祖先尊崇といふので

家族制度の中軸

ある。祖先尊崇は家族制度の中軸ともいふべきものであつて、之に基いて家族制度が支へられて往くのである。

前述の如く、我國の特殊的家族制度に於いて、最も重要な位置を占めるものは家長である。我國には家督相續といふことが存在して、之を爲す者は通常長子である。長子の家督を相續した者が即ち家長である。家長は通例、家族中最も祖先に近いものであつて、祖先の遺志を繼いで一家を統率し、其存續と發展とを圖るものである。祖先の遺志とは、家門繁榮と子孫長久とを冀ふ精神であつて之を愛家心と呼ぶのである。愛家心の源頭は主として其家の始祖にある。畏くも天祖の神勅は此愛家心の表現の模範的なものであると拜察せられる。家長は何處迄も此始祖の心を以て己が心となし、始祖以下歴代の祖先を代表して家族を扶養し、子孫の爲めに勵精するのである。是が即ち祖先に對する孝である。普通、孝といへば、子の父母に對する大道であるが、我國に於ける孝は子の父母に對するもの以外に、子

家長の祖先と子孫とに對する關係

靈的活力

孫の祖先に對するものがある。前節に述べた家長たる者の八箇條の任務も、要するに此祖先に對する孝を全うするが爲めに存するのである。是故に家長の愛家的行動は、是れ即ち祖先をして己が精神、己が事業に住せしめる所以であつて、隨て祖先をして不死ならしめる所以である。是に於て、子孫の生活と祖先のそれとの間に密接なる關係を生じ來り、子孫の生活は祖先のそのの繼續たり擴張たるのである。之を要するに、我國に於いては、過去數代の祖先は一種の靈的活力として、長く子孫の生活を冥護するものと思惟せられるのである。

祖先尊崇と祭祀

されば、祖先尊崇は不死の生命を有する祖先の靈に對して、子孫の喚び起す感恩報徳の念に基いて起るものである。是故に祖先尊崇は自ら靈魂の不死を豫想する。即ち祖先の靈魂は肉體の死後、尙ほ肉體に宿つて居つた時と等しく、否、更に靈妙なる作用を營んで子孫の生活を冥護するものとせられる。爲めに其生前、愛好したものは依然、愛好すると考へられ、子孫たる

我神道の骨髓

我國の祖先尊崇の模範

ものは之を供へて祭祀を營むのである。特に其忌辰には此感情が格別に切實であつて、努めて其儀式を莊嚴にし、山海の産物を獻げ、一家一門悉く集まつて追遠の誠を致すのである。其一たび慎みて祖先の功業を憶ひ、其恩徳を謝し、其音容を偲ぶに及びては、必ずや在天の靈、髣髴として來り饗くるの感が起るのである。この際、自己と祖先とを隔てる「時」の障壁は全く撤せられて、現在と過去と一致し、自己と祖先と默會し感應するのである。この祖先尊崇が我神道の骨髓たることはいふまでもない。

我國の家族制度の模範が、皇室に存することは前に述べた通りであるが、我國の祖先尊崇の模範も亦皇室に存するのである。歴聖には何れも篤く「皇祖皇宗ノ遺訓」を奉じ給ふのは、是れ御祖先の御意志を體得し給ふ所以である様に恐察せられる。又常に御祖先の祭祀を慎み、宮中には賢所、皇靈殿及び神殿を設けて、神宮と等しく崇敬し給ふのである。神宮は天孫降臨の際、天祖の親しく天孫に御授けになつた神鏡を奉祀したものであつて、天祖

の之を授け給ふや天孫に詔して

此の鏡は専ら我御魂となして、吾前を拜つくが如く、伊都岐奉れ。(古事記)と宣らせられた。今上陛下には、正しく天祖の御裔にましませば、天祖の此詔は今も尙ほ古への如く實現せられつゝある次第である。此に注意すべきは、皇室の御崇祖は決して單に皇室の御行事に限らないで、國民全體の行事であることである。何故とあれば、开は天皇陛下が國民の平和、安寧の爲めに行はせ給ふものであるからである。是故に當日は學校、官省、銀行、會社等何れも休業となり、國民舉つて崇敬の意を表するのである。爲めに上下三千年の歴史は潑刺たる生氣を帯び來り、國體の觀念は鮮かに國民の頭腦に再生して、其思想は十分に統一せられる。東西は如何に廣く、古今は如何に久しくとも、皇室の御崇祖が聽て國民全體の崇祖である例しは、未だ曾て耳にせない所である。是は他でない。我國は皇室を中心として出來て居る一大家族であり、畏くも天皇陛下には我國といふ家の大家長にましますからである。

上下一體の崇祖

第四節 我國の祖先

我國に於ては、祖先と稱するものに二種ある。一は公的のもので、一は私的のものである。前者は之を公祖といふべく、後者は之を私祖といふべきである。公祖は更に分れて五種となる。一、神宮、二、天神地祇、三、八神、四、歴聖の御靈、五、功臣の靈である。私祖は又分れて三種となる。一、氏神、二、始祖の靈、三、歴代祖先の靈である。

我國の神は少なくとも其由緒の正しいものは、公祖を奉祭したものであつて、彼の歴史的宗教に於ける神とは頗る其趣を異にして居る。第一より第四迄の公祖は皇室の深く尊崇し給ふ所、歴聖の常に崇敬措かざる所であるが、人民も亦、勿論之を尊崇しまつるのである。第五の公祖を見るに、或は尊王の爲め、或は愛國の爲め、或は名教の爲め、或は殖産、興業の爲め、皇室若く

我國の神

は國家に對して功勞のあつた者であつて、是亦上下齊しく崇敬する所である。此功臣は之を其子孫からいへば、無論私祖であるが、苟も國家に功勞のあつた以上、國家は之を公祖として祭るのである。國家が一家の私祖を公祖として祭るところに、我國の神道の信仰の一大特色が存する。特に明治時代となつて、神宮を除く外、一般に神社の社格を定めて、神社の統一を圖つた。即ち官幣社、別格官幣社、國幣社、府縣鄉村社等である。就中、別格官幣社は人臣官祭の神社であつて、明治五年、楠木正成を祭つた湊川神社を創建したのを以て其濫觴とする。斯くて我國古今の忠臣、名卿、殉難者、戦死者等は、何れも國家の祭祀を享けることゝなつたのである。

是故に、我國の神は全く世界に類例の無い形式の下に祭られるものであつて、少なくとも其歴史の正しいものは、實在した人格の靈である。然るに歴史的宗教の神は歴史的人格の靈ではなくて、世界の創造者、宇宙の主宰者、即ち超越神である。我國の神といふ文字の言語學的意義は種々あるけれ

我神道の信
仰の一大特
色

我國の神と
宗教上の神
との差

靖國神社

ども、貝原益軒、新井白石等は簡單に之を「上」と解して居る。即ち人民の上に位して靈異の徳を具へ、國民を守護し、國家を鎮護するものである。思へば不可思議なことである。一たび君命を畏みて、潔く國難に殉ずる者は、悉く神として別格官幣の社格を有する靖國神社に合祀せられて、其大將たる兵卒たるを問はず、其名門の子たる貧民の弟たるは、少しも之を論じない。我國の祭祀は一般宗教に見るやうに、一身一家の利福を祈願するといふこともあるが、寧ろ報本反始を以て其本義とする。隨て我國の祭祀は廻かに宗教的祭祀を超越するものといふべきである。されば我國の神を尊崇することは、日本國民當然の道であつて、よしんば、佛教徒でも、基督教徒でも、苟も日本國民たる以上は當然、神道を信すべきである。若し神道を以て既成宗教と同一意義に於ける宗教と見做す者があれば、私は之に同意することを憚るのである。

報本反始

第五節 我家族制度の將來

我家族制度の動搖

我家族制度特に其特殊のものを見るに、今日は餘程動搖して來たのであつて、現に或學者の如きは今や我國で家といふものは唯、法律上存在するのみであつて殆ど有名無實のものである。隨て开は各自の實生活に對して何等權威を有して居らないとさへいふのである。私は我家族制度に對して、かくまでに悲觀はせないのであるが、事實、今日は我國民の頭腦に祖先傳來の家といふ觀念が頗る不明瞭となり、隨て家を尊重する思想が、次第に減じて來たことは疑はれない事實である。斯かる事實は果して如何なる理由の下に起つたかといふに、それには種々の原因が數へられる。第一は學術の進歩、第二は商工業の發達、第三は私有財産制度、第四は政治、法律の進歩、第五は都會集中熱である。簡單にいへば、我家族制度をして動搖させた主因は、歐洲文化の依つて立つ所の個人主義である。

其理由

個人主義

我家族制度の將來に關する二種の態度

自由放任の態度

採長補短

我家族制度の將來は如何であらうか。今日、此問題を解決する爲めに、二種の態度が看取せられる。第一は自由放任の態度である。個人本位の思想の流行は、謂はゞ一つの大きいなる勢であつて、人力の如何ともする能はざる所であるから、之を自然の成行きに任せる外はないといふのである。第二は採長補短の態度である。是は家族制度に對して同情を以て臨むものであつて、今日封建時代に行はれたやうな家族制度の復活は、到底望むべきではないけれども、我國民道德と重大なる關係を有つて居る家族制度の衰頹をば、到底袖手傍觀するに忍びないから、之を改善して、時勢の進運に副はしめたいといふのである。而して其方法は、家族制度の長所、美點を減さない程度に於て、個人主義の長所、美點を取り入れるにあるとする。

我家族制度の長所

我家族制度が之に屬する者の種々の道德心を涵養するものであるといふことは前に述べた通りである。是はいふまでもなく、該制度の長所である。家長たる者は常に一家の休戚を念とし、其他の各員は忠實に其命令を

奉じ、互に睦しく情味の深い共同生活を遂げることの出来るのは第二の長所である。隨て、延いて社會國家の一致結合が鞏固となり、所謂、舉國一致の美風が成立つのは第三の長所である。我國は大なる家であつて、畏くも上御一人は其大家長にましまし、人民は其子女であるところから、君は民の父母といふ純善純美の國風が存するのは第四の長所である。隨て君臣の關係は即ち父子のそれであつて、君として之に捧げ奉つる忠は、父として捧げ奉つる孝である、即ち忠孝一致である。是其第五の長所である。家族制度は祖先尊崇を以て其中軸となすのであつて、祖先の祭祀を慎み、追遠の誠を致し、自ら社會の風俗が醇厚となるのは第六の長所である。

然るに家族制度には種々の短所がある。第一は、家は家を重んじ、又家の綜合せられた國を重んずる所から、勢ひ個人の自由、人格等の價値を認めるに吝となるのである。第二に此制度の下にあつては、父母、長者が其子女を保護、愛育するの餘り、子女の依頼心を助長して、獨立獨行の氣象の養はれ難

我家族制度の短所

きことである。第三は此制度の下に生きて居る人民は、自由、人格等の觀念に乏しい所から、自づと權利、義務の觀念に乏しく、當然、己が主張すべき權利を主張せず、又當然、己が遂行すべき義務の遂行を怠るのである。第四は其結果、法律思想に乏しいのである。我國民は夙に立憲自治の國民となつたにも拘らず、憲政運用上、大に遺憾なる點の存するのは之が爲めである。

翻つて、個人主義を見るに、又長所と短所とを有つて居る。此主義は個人を尊び、人格を重んずるところから、勢ひ自己本位となり、流れては主我的となり、家にあつては家族の結合を弱め、家族生活の情趣を滅殺する傾向のあるのは其第一の短所である。此短所は社會にあつては其組織を弱め、國家にあつては其統一を弛める。例へば、一旦緩急あるに方つても、速に舉國一致の實を擧げることが出来ないで、或は心窃に自國の敗北を祈るとか、或は欸を敵に通ずるとかいふやうなことになる。是れ第二の短所である。是までは等の短所は或は單獨に働き、或は相合して働いて我國民生活を傷け

個人主義の短所

て來た。又此主義は各自の自由を尊ぶ爲め、流れては無規律、無節制となる嫌がある。社會の風俗、習慣、歴史、傳統など、總て個人を支配する貴い權威を無視して、己が行動の自由を圖り、終には社會主義や無政府主義のやうな極端なる態度を擇ぶやうになる。是れ此主義の第三の短所といはざるを得ぬ。斯様な次第であるから、此主義を以てしては、忠君、愛國の精神を養ふとは出來ない。勿論、自己の生活と相容れる限りの忠君、愛國は此主義も亦之を認めやうけれども、己が身命を抛つて君國の爲めに働き、斃れて後ち己むといふ犠牲、獻身の精神は到底、之を養ふことは出來ぬ。是れ此主義の第四の短所である。

されど、此主義には種々の長所がある。其第一は此主義は自己主張を其眼目とするが爲め、自由、人格等の觀念を明にし、人をして自主獨立の精神を養はしめる。其第二は其結果、權利、義務の觀念を明にして、自他の權利を尊重すると同時に、己が義務は何處迄も之を遂行する態度は此處から生じて

個人主義の長所

來る。正義の實行は此に初めて期待せられる。第三に第一、第二の長所の結果、此主義を信する者は法律思想が發達し、何人も能く政治上の關心を有して、憲政の運用に長じ、何處までも立憲自治の精神を持して往くのである。第四に此主義は個性の發揮を重んずるのである。人にはそれ／＼天與の個性がある。之を養ひ之を進めて、其處に自己は無論、社會、國家の發展を助ける主動力を養ふことが出来る。第五に、各人の個性が十分に發揮せられ、其結果、意志の強く、自重心の堅い性格を陶冶し、勤勉、力行、自ら己が運命を開拓して進むことが出来る。歐米人の殆ど凡ての強味は此に胚胎するのであつて、其文化は主として此美點、長所の生んだ所のものである。

斯様な次第であるから、今後我々は脚を家族制度に立て、何處までも、個人主義の長所を取入れ、此に始めて今日及び今後の我々の生活に適する家族制度を形造ることが出来ると思ふ。我々の特に注意すべきことは、上來述べたやうに家族制度の長所は個人主義の短所であつて、個人主義の長所

我等の取るべき態度

は家族主義の短所であることである。されば兩者の融合調和は決して無謀の舉ではない。唯其の方法如何を省むべきである。

教育の改善

之が爲めには種々の點から細心な努力を試みねばならない。第一は教育の改善である。家族制度の改造といふ見方から見れば、今後は一方に第二國民に日新の知識を與へると同時に、他方に益々家國の觀念を始め、總て國民道德のそれを扶植して、何處迄も自國の家族制度を尊重するやうにせねばならない。第二は法律の改正である。法律といふ中にも直接、家族制度に關係あるものは民法であつて、其中でも特に親族篇が家族制度と密接な關係を有つて居る。さて、今日民法には個人主義の立場に立つて居る個條もあつて、それが果して何んな程度まで、家族制度を改善するに役立つかといふことは疑問である。例へば民法所定の家長權にしても、家族制度を擁護する上にはそれが一層増されねばならぬと思はれる。第三は一般に風俗習慣の維持改善である。即ち家族制度を維持し改善するに役立つ風俗習慣の維持改善の

風俗習慣の維持改善

法律の改正

反家族制度論

守舊的となすもの

習、行事は何處までも之を保存せなければならぬ。

家族制度の擁護若くは改造に就ては、今日我教育界竝に思想界に於て種種の反對説が唱へられて居る。其第一は家族制度擁護論は、人をして徒に古へを尙び、昔に泥むところの守舊的傾向を生せしめて、日進月歩の時勢の進運に背馳させるものであるといふのである。之に就て私は下のやうに考へる。現在の我々の國民的生活は過去數代の祖先のそのの繼續であり擴張であれば、或度までの尙古主義は到底之を避けることが出来ない。我國に於て家族各員は愛家心を連鎖として互に結合してゐるのであるが、此愛家心は單に現在の家を愛するばかりでなく、又將來の家をも愛するのである。されば、家族制度の擁護竝に改造は單に古へを尙ぶが爲めではない。又單に現在の家族の隆盛をのみ圖るものでもない。遠く將來を考へて子孫の繁榮を冀ふ所のものである。祖先尊崇とても亦然りである。家族制度擁護論は決して人の守舊的精神を養つて、時勢の進運に背馳させるもの

進取的
精神を
抑壓す
なすもの

ではない。

第二は今や我國では、何人も向上、進取の精神を振ひ起すべき秋であるを、家族制度擁護論は之を解せず、徒に國民の愛家心をのみ重んじて、其進取的精神を抑へるものであるとなすのである。之に答へる爲めには、彼の日露戦争を回想するを便とする。彼の戦役で我國の收めた勝利は、詰り、家族主義の人民が個人主義の人民を打破つて得たものである。家族主義の生んだ義勇奉公、一致協同の精神が、個人主義の生んだ自己中心の精神を打破つて得たものである。就ては、家族制度擁護論は決して國民の向上、進取の精神を抑壓するものでない。何處までも脚を自國に立て、己が家、國の尊むべき所以を明かにし、之を盛んならしめる爲めに、向上進取の精神を養つて、此に始めて安んじて國運伸張の機運に寄與することが出来るのである。

第三は我國の徴兵制度は、家族制度の擁護と兩立し兼ねるものである。何故とあれば、我國は昔から、國民皆兵の制度であつて、二男三男は固より、長

徴兵制度と
兩立せぬと
なすもの

敬神崇祖論
は貴族的な
ものである

男と雖も亦法定の條件を充たす以上は、召募に應じて兵士となることになつて居る。それ故、一旦緩急があつて長男が戦死し、二男も三男も亦戦死するといふやうな場合には、一家を繼承する者がなくなるからであるといふのである。之に對しては下のやうに答へる。凡そ、護國の大任は一家を犠牲にしてまでも之を果すべきことは、我國民道德の要求の一つである。一個人は己が一家の爲めには當然、自らを犠牲とせねばならぬやうに、小なる家は大なる家である所の國家の前には、當然自らの存在を主張することを中止せねばならない。蓋し、此駁論は家といふものを狭く把握する所から生じて來るのである。我國は大なる家である。小さき家は之を滅ぼしても、それが國といふ大なる家の存立を助ける所に其家の永久なる生命が得られるのである。彼の乃木伯爵家を思合すべきである。

第四は敬神崇祖論は必ずしも不可なりとせないけれども、是は獨り名門右族といふやうな優秀なる祖先を有する者に向つて説くべきものであつ

て、決して社會下層の人民の、或は己が祖先の不明なる者、或は其劣悪なるものに向つて説くべきでない。敬神崇祖論は謂はゞ貴族教であつて、平民教ではないといふのである。此論は我國には私祖の外に公祖のあることを知らぬ所に起つて居る。若し不幸にして己が祖先の不明なるもの、若くは劣悪なるものは、宜しく公祖を崇敬すべきである。其他、大抵の町村には鎮守、氏神があるが、是亦我國民たる者の正當な尊崇對象であらねばならぬ。

第五章 我國の國體と國民道德

第一節 國體の意義

凡そ國家の構成せられる形式に二通りある。其一是自然的のものであつて、其二是人爲的のものである。自然的形式の下に構成せられる國家は、家族より氏族、氏族より部族、部族より國民又は國家と進むのを其典型的の

國家構成の
二形式の
自然的のも

我國家の構
成

ものとする。自然的形式の下に構成せられた國家の模範的實例は、實に我國を以て其最も恰好なるものとする。我國は一つの大きな家族であつて、國民の統一が頗る固く、畏くも上御一人は之が大家長に坐まし、人民は其子女に外ならないことは前にも述べた通りである。若し新撰姓氏錄の分類に従へば、神別、皇別の外に蕃別があるが、是は數からいうても少く、且つ前二者、若しくは其子孫に同化せられて、渾然としてそれ等と一體となつてしまつたのである。

人爲的形式の下に構成せられる國家の様式には種々ある。或は強者の征服に依り、或は各州相互の任意合同に基づき、或は母國よりの獨立に成り、或は各邦の聯合に成りて、必ずしも其趣を一にせぬ。人爲的國家にありては、之を自然的國家に比べるに、人民の權力が君主のそれよりも大であり、何事も人民本位たるを常とする。

人爲的のも

世界に於ける國家組織の體裁は一を以て律することは出來ぬ。國家組

織の體裁を國體といふのである。國體は主として主權の所在によつて定まるものであつて、其内容を規定するものは、主として建國の事情と、國史の成跡とである。是迄、國體は國法學者が専ら之を研究して居つたが、今日は決して之に限るべきでないので、倫理學者も教育學者も社會學者も之を研究するやうになつて來た。是は他でない。凡そ國家に取つて最も根本的のものは國體であつて、國民の營む殆ど總ての活動は多かれ少なかれ、其規定する所となるからである。

我國に於て國體の擁護は既に之を神代に於て見ることが出来る。今日、意味する如き國體といふ文字は、勿論、當時無かつたけれども、之が事實に至つては明かに存して居つた。蓋し我國のやうに昔から國體論のいろ／＼と論議せられた國家は他に無いやうに考へられる。是は他でない。國を建て、此方、皇室が國民の尊崇の燒點となつて、君臣の分が一定して居るからして、苟且にも指を此國體に染めようとする者が現はるれば、何事を差措

いても、之を撲滅せねばならないからである。西洋諸國は主として人民本位の國家であるけれども、我國は君主本位の國家であるから、不幸にして國體上の危機に際會すれば、苟も心ある者は、敢然起つて之が擁護を圖るのである。是が古來、我國で國體論が痛切に論議せられる所以である。

ギリシャのアリストテレスは其著「政治學」に於いて、國體を主權者の數に依つて分けて三つとした。即ち主權者が一人である場合には之を君主國體となし、數人である場合には之を貴族國體となし、人民全體が主權を有する場合には之を民主國體となして居る。蓋し此分類は當時のギリシャの國情からいへば固より適當であつたに相違ない。けれども、今日の發達した法理學の上から之を見る時は、幾多の缺點が存するのである。何故ぞといふに、若し單に主權者の數の點から國體を區別すると、アリストテレスの所謂貴族國體と民主國體とは全く程度の差に止つて、根本的に異なるものでないからである。況んや古代の民主國は勿論、今日のそれと雖も、事

實上、主權を有する者は社會下層に於ける多數の人民ではなく、中層又は上層に於ける少數者に限られるに於てをやである。

伊太利のマキアヴェリーは此に見る所があつて、別に國體を分けて君主國體と共和國體との二つにして居る。此分類の原理が主權者の數であることは前のアリストテレスの分類と少しも異らぬ。されど單に程度上の差たるにも拘らず、貴族國體と民主國體とを分つ煩冗は之を除き去ることが出來た。近世の國家はギリシャの古へと大に其趣を異にして、貴族國體と見るべきものは殆ど存しない。而して當時には存しなかつた共和國體なるものが出現した。佛國の國體の如き即ち是れである。それ故、今日の學者はマキアヴェリーの二分説を取るのになければ、則ち君主國體と民主國體との二分説を取つて居る。

君主國體は君主が主權を掌握するものをいひ、民主國體は人民の一部又は全體が主權を掌握するものをいふのである。故穂積(八束)博士が「唯一特

マキアヴェリーの分類

君主國體と民主國體と

定ノ人ツノ固有獨立ノ權力ヲ以テ國家ヲ統治スル者ヲ君主國體トナス(憲法大意)といつたのは、前者を指して居られる。而して貴族國體は後者の中、特に特殊の階級が主權を掌握する場合であつて、民主國體は同じく後者の中、人民の全體又は其代表者が主權を掌握する場合である。されど、事實論をいへば、君主國體にあつて主權を掌握する者は一人であるべきであるに拘はらず、實際、多數なることがある。例へば、歐洲の某國の如きものである。此國は議會政治の國といはれて、下院が大なる勢力を有し、民意のある所は聽て君意のある所とせられて居る。之に反して、民主國體にあつては、理論上、主權を代表する者は多數であるべきであるけれども、事實上、それが一人であることがある。例へば、歐洲大陸の某國の如きものが即ち是である。其大統領は勿論選舉に依つて定められるものであるが、一たび當選の榮を荷へば、殆ど獨裁君主のやうな權能を有するのである。

歐羅巴に於て古代にあつては、主權の觀念が頗る明瞭を缺いて、主權者即

西國の憲法の要諦

ち君主は殆ど絶對の權能を有し、土地、人民何れも其所有に係り、君主は何事でも爲すことが出來た。東洋に於ては、彼の書を焚き、儒を坑にした秦の始皇帝の如き亦此に數へて可いであらう。歐洲近世にあつても、專制國の君主にして此様な思想を有して居つた者が無いではない。例へば、彼の「朕は國家である」と叫んだ佛王ルイ十四世の如き即ち是である。けれども輓近に至つて、法理學の研究盛んとなり、判然と主權と統治者とを區別し、主體の主體は國家であつて、君主は其顯現に外ならぬとなすやうになつた。唯君主が國家の代表者であるか、將た其機關であるかは、今尙ほ未定の問題に屬する。是れ蓋し曾て我國の一人の法律學者が天皇機關説を唱へて、教育界の論争を惹起した所以である。

本節の冒頭に述べたやうに、西洋諸國の多くは人爲的に構成せられた國家であつて、一切のことが人民本位の考へ方から打算せられる。餘事は暫く措き、其憲法は概ね人民が君主の權利を制限しようとする所に出來たも

のであつて、君は努めて之を與ふまじとなし、民は強ひて之を得ようとなし、中には血を以て購はれたものさへあるのである。果して然らば、民意のある所、聽て君意のある所であるといふやうな國家のあるのも亦異しむべきでない。若し議會にして斯くまでに君主の意志を左右する以上は、其君主は主權者の名こそはあれ、其實のない者である。又或國にあつては、君主は國務大臣の意見を斥けることが出來ない。果して然らば、名は主權者でありながら、其實、大權を有する者でないことになる。又或他の國に於ては、君主に大臣選任の權なく、大臣の進退は一に議會の向背に依つて定まるのである。かくの如きは、議會が大臣任免の權能を有する者であるといつても過言でない。

我國はさうでない。我國は自然的に構成せられた皇室中心の國家である。隨つて上御一人の大權は、如字的に大權であらせられる。我國憲法學者の一人の「大權ハ親裁專斷ノ權力ナリ」といふもの即ち是である。此故に

假令國務大臣が之を輔弼し奉ることがあつても、亦樞密顧問に諮詢し給ふことがあつても、天皇に於かせられては、是等機關の意志をば御採用になつても、亦御採用にならなくても、御自由であらせられる。即ち我國の君主の大權は毫末も制限せられる所がない。又我國には議會があるけれども、其權力は微塵も大權を左右し奉ることは出来ない。之を「大權ノ獨立」といふのである。斯の如きは自然的に構成せられた皇室中心の國家として、固より當然のことである。

我國に於て、以上は明々白々の事實であつて、何等疑を狭むべき余地がない。家に於て父と子とを同一視することの出来ない限りは、國に於て君主と警察官とを同一視することは出来ない。無論、單に一家の成員としては父と子と等しく、國家の成員としては君主と警察官と等しいであらう。けれども、斯の如きは是れ單に父子、君民をば機械的に形式的に見たに過ぎぬ。隨て其の本質的價值を明かにすることは出来ない。苟も父子君民の本質

天皇機關
と我君主又
は國體

的價值を明かにしようと思へば、必ずや之を有極的に實質的に見なければならぬ。有極的に實質的に見て、初めて我君主の彌が上に崇嚴なる所以、我國體の亦彌が上に玄妙なる所以を認めることが出来る。所謂天皇機關説は必ずしも誤つてゐないかも知れぬ。されど、并は我國の君主、我國の國體を説明し盡すには、大に不備のものといはねばならぬ。もと、事物の質的差異をば之を量的差異は還充しようとするは、物質的科學の根本精神であつて、之が爲めに自然界の研究は精細となつた。然れども、此方法を移して更に之を國體研究の上に適用するのは如何なるものであらうか。何故ならば、國體の内容を規定するものは、専ら建國の事情と、國史の成跡とであるからである。隨て我國の主權を解するに西洋諸國のその説明原理を以てするのは、一概に誤つたといふべきでないけれども、そのみにては足らぬ所がある。是といふのも、我國家の成立が西洋諸國のそれと異り、隨て其の國體に特殊の點が少なくないからである。是が我國の主權の十全な解釋

は、西洋諸國の主權の説明原理を以てするだけでは不十分なることを免がれない所以である。

第二節 我國體の特色

前節に於て、國體とは國家組織の體裁であつて、主權の所在に依つて定まり、之が内容を規定するものは、主として建國の事情と國史の成跡とであるといつた。いふまでもなく、建國の事情と國史の成跡とは國に依つて其趣を異にするから、國體の内容、實質も亦國に依つて同じくない。隨て單に形式の側から國體を區分すれば、君主國體と民主國體との二となるけれども、一たび之が内容、實質を窺へば、同じく君主國體といつても、例へば英國のそれと、世界大戰前の獨逸のそれとは異なつて居り、又我國の國體は是等二國のそれと異なつて居るのである。主權なるものは主權者固有の權力であつて、他にそれ以上の權力が存すべきでないことは、法理學上、當然

國體の内容

のことである。然るに歐洲の某國を見るに、其主權は國王と上院と下院とに存するのである。古來、同國の政治は議會政治といはれて居つて、該議會は男女の性を變更することを除いては、世に爲し得ぬものはないといふ諺の存する程である。是に由つて之を見れば、同國は陽に君主國體であつて、其實、民主國體であるといつてもさまで其當を失しないであらう。次に歐洲大陸に於ける世界大戰前の某國を見るに、并は四個の王國、六個の大公國、五個の公國、七個の州及び三個の自由都市から成る聯邦であつて、其統一は割合に鞏固でなかつた。其元首は名稱こそ皇帝であつたけれども、其實は此聯邦の首長たるに過ぎないのであつて、該國の實權は聯邦を代表する聯邦議會と、國民を代表する帝國議會とにあつた。皇帝は、是等兩種の議會の決議した法律に對しては、之を何うすることも出来なかつた。又聯邦議會の協賛を経るのでなければ、少なくとも帝國の名の下に、外國に向つて戰を宣することが出来なかつた。且つ其憲法を維持することも、専ら己が出た

王國から選出せられた代議士の絶対一致を以て漸く可能であつた。されば皇帝は常に王權神聖論を主張せられて居たのであるが、國民の中には、之を一笑に附し、面を背けて舌を吐くものが少なくなかつた。又議會に於ける社會民主黨の跋扈は、常に皇帝をして枕を高うせしめなかつた。彼等は皇帝萬歲、皇帝伺候及び豫算協賛の三事を肯んじなかつた。是に由つて之を見れば、同國も亦嚴しい意義に於ては、君主國體といふことは出来なかつたのである。

然らば我國の國體は如何にといふに、前節にも述べた通り、我國こそは嚴密の意義に於ける君主國體である。我國に於て國家統治權の總攬が畏くも君主の大權に存することはいふまでもない。兵馬の統一、陸海軍の編成、宣戰媾和、何れも大權に屬して、議會は之に容喙することが出来ない。又君主は法律を重んじ給ふべきことは勿論であるけれども、法律は君主を責問する力を有つて居らぬ。議會は立法に參贊する權能を有つて居るけれども、

嚴密なる意
體の君主國

も、開は決して主權を分割するのではない。是故に議會は國法を議する權能はあるけれども、國法を定める權能はない。且つ議會の參贊の權能は憲法に規定する範圍内に止まるのであつて、決して無限、絶対のものではない。議會會期の延期、臨時議會の召集、衆議院の解散後、新議員の選舉等、何れも勅命を俟つて始めて行はれるものであつて、議會自ら之を行ふことは出来ぬ。又帝國憲法は君主の獨り制定し給ふ所であつて、之に就て斷じて紛更を許さない。隨て之が改正の權能は君主に存して、議會は直接にも間接にも憲法の主義を變更する法律を決議することが出来ぬ。其他、皇位の繼承、攝政の設置、皇室典範の改正等、何れも臣民の容喙を許さない。此様な事實は世界何れの處にも絶えて存しない。是れ私が我國こそは嚴密な意義に於ける君主國體の國家であるといふ所以である。

我國の國體が斯の如くなるを得たのは、果して如何なる理由に基くであらうか。是れ蓋し何人も知らむと欲する所であらう。思ふに是は我國體

が幾多の特色を有して、其崇嚴無上なる殆ど他に類例を見ない爲めである。進んで、是等特色の重なるものを述べることにする。

第三節 皇統一系

君位の確定

思ふに、君位の確定は國家の存立し發展する上の根本的條件といふべきである。若し君位が確定しないで、君民の際が明瞭でない時は、どうしても國家の組織が鞏固でない。何となれば、斯様な場合には國體は何等定形を備へることが出来ないからである。然る所、我國の君位は夙に上代に於て確定して、永久に渝らないのである。神代史を見るに、天孫瓊々杵尊が葦原の中國に降臨遊ばされるや、天祖に於かせられては之を祝福し給ふに左の神勅を以てし給うた。

我國の君位

神勅

葦原千五百秋の瑞穗國は。是れ吾が子孫の王たるべきの地なり。宜しく爾皇孫就て治せ。行く。寶祚の隆えまさんこと。當に天壤と與に窮

り無かるべし。(日本書紀)

此神勅は我皇統の一系を御定めになつたものであつて、之に依りて如何に我皇統が神聖なるものとなり、如何に我皇位が金剛不壞のものとなつたかといふことは、开が帝國憲法に現はれて第一條の

憲法第一條

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス。

となつたのに依つて分る。又同第二條に

憲法第二條

皇位ハ皇室典範ノ定ムル所に依リ皇男子孫之ヲ繼承ス。

といふこと及び皇室典範第一條の

皇室典範第一條

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス。

といふことは、何れも神勅の御精神の現はれであると思はれる。是等の條文は去る明治二十三年公けになつたものであるけれども、开が意味する内容に至つては、已に建國の初めに於て確定したものであつて、よしんば帝國憲法竝に皇室典範の御發布を見なくとも、皇統の一系といふことは確乎と

定まつて居たのである。即ち上の條文は我皇統の一系なる所以、随つて我皇位の無窮なる所以を闡明こそすれ、我國體の本質に至つては少しも之を増減する所がないのである。

皇位繼承の原則

皇室典範義解に依るに、我國に於て皇位繼承の原則は左の三箇條である。

- 一 皇祚を踐むは皇胤に限る。
- 二 皇祚を踐むは男系に限る。
- 三 皇祚は一系にして分裂すべからず。

此中第一及び第三の二箇條は直接、神勅の表明する所であるが、第二條は既に我國上代に於て不文の定法であつたのである。要するに、上の三箇條は前顯の帝國憲法並に皇室典範の三個の條文の明示する所に外ならぬのであつて、我國基をして鞏固ならしめる所以のものである。我國の君主は正しく天祖の御血脈を受け給ひ、天祖の遺し給へる傳國の寶訓を服膺せられて、宛ら天祖が悠久なる神代の古へ、人民を治め給うた徳光を以て天下に

東洋某民主國

君臨し給ふのである。

轉じて東洋に於ける某民主國を見るに、古來、該國にては君主となるに二つの原理がある。一は徳であつて他は力である。堯が其位を舜に譲り、舜が其位を禹に譲られたのは前の場合である。所謂禪讓なるもの即ち是である。殷の湯王が夏の桀王を放ち、周の武王が殷の紂王を伐つたのは後の場合である。所謂放伐なるもの即ち是である。然るに、三帝二王何れも聖人として萬民の崇仰する所となつたからして、禪讓、放伐は共に正當なる君位繼承法として、少しも之を異むものがなかつたのである。

斯様な次第であつて、彼國にあつては、初めは専ら徳が君權を左右したのであるが、眞の有徳者の少ないのは、古今を通じて一である。是に於いて、終に主權は主として力の強弱に依つて左右せられることとなつた。即ち人の臣たる者は、恣に其君を弑して自ら取つて代り、或は異姓の民族が攻入つて主權を奪ひ、爲めに國初以來、國朝を改めること二十四朝の多きに及んで

居る。

翻つて歐洲諸國を見るに、其處には國家も多く、建國の事情も異り、歴史も亦古いものがあるから、容易に之を概括することは出来ぬけれども、國を立て、此方能く一系の皇室の君臨するものは一箇國もない。勿論、今日君主國體の國家にあつては、少なからず主權者の血統を重んじ、長子相續を以て君位繼承の定法となして居るけれども、一たび中世時代に遡つて見れば、上述の東洋の一國と同じく、禪讓と放伐とが行はれたのを見るのである。特に其禪讓の場合にありては、必ずしも有徳者を選ぶのではない。或時には君位を見ること猶ほ私産の如くであつて、或は之を特定の相續者に譲り、或は之を數人に分與した。其今日僅かに世襲制度の行はれつゝあるのは、然かしなければ、終に國礎を動搖させる外はないからである。

第四節 君先民後

我國の歴史は、諸冊二尊を以て始まるのである。天神が高天原に坐ましまして、二尊に下土を經營することを命じて天瓊矛を賜つた。二尊には先づ大八洲國を生み、次で天下に主たる者を生まうと仰せられて、天照大御神を御生みになつた。大御神には二尊の御命令を奉じて、高天原を御治めになつた。大御神は其御子天忍穗耳尊をして、この中國を治めしめようとなされたが、時に中國が全く平定しなかつたからして、先づ武神を遣して之を平定せしめ給うた。其漸く平定するや、忍穗耳尊を御下しにならうとせられたが、偶、天孫瓊々杵尊が御生れになつた。そこで大御神には三種の神器と神勅とを天孫に賜ひ、五部神をして之に侍し、日向に降臨せしめ給うた。是に於て中國に於ける帝業は始めて其緒を開いたのである。天孫より彦火々出見尊、鷓鴣草葺不合尊を経て神武天皇に至つて、又皇族群臣を卒ゐて東遷し給ひ、途すがら皇師に抗しまつる土豪蠻賊を御征伐になり、辛酉の年、正月終に都を大和國橿原に奠めて皇位に即き給ひ、建國の大業を全うせられた。

1935
66
259
抄本
西
國民道德綱要

是より二千五百八十六年を経て、第二百二十四代の君主が畏くも今上陛下であらせられるのである。

斯の如くであれば、我國の初めは君主先づ在はして、然る後に國家が出来たのである。故に之を君先民後と呼ぶのである。我國で殆ど一切の國事が皇室を中心として遂行せられ、我國の歴史が又同じく皇室を中心として成立つて居るのは主として之が爲めである。即ち我國の主權の源頭は天祖に存し、天祖の御意志が我國の皇位を御定めになり、人民は誠心誠意、之に仕へ奉り、以て國家の體裁を備へたのである。此際、天祖の御意志は絶対、無上のものであつて、他に之を左右し奉る者の如きは全然存せなかつた。即ち天祖に固有の大權が存して、我國の主權を確定し給うたのである。明治天皇の御示しになつた憲法前文に

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ。
とあるのは、之が爲めであると恐察せられる。我々は此にも亦明かに我國

我國の皇位

我國の憲法
と歐洲諸國
の憲法

憲法發布勅
語

の國體が嚴密の意義に於ける君主國體である所以の理を知ることが出来る。其後、年は幾年経ても、御代は幾代、代つても、皇位は毫末も渝らないのであつて、畏くも今上陛下の踐み給うた天津日嗣は、神代の古へ、天孫降臨の時、天祖の天壤無窮と祝福し給うた天津日嗣そのものである。

我國の憲法が他國のそれに見ることの出來ぬ特色を有する所以も亦上述の事實に基くのである。我國の憲法は歐洲諸國の憲法とは全く異つて、畏くも明治天皇には、皇祖皇宗の遺範を繼ぎ給ひ、天皇の治め給ふ臣民は、皇祖皇宗の治め給うた臣民の子孫であるからして、其安寧幸福を得しめようとして憲法を制定し給うたことは、左の憲法發布勅語の中の御言葉の明示し給ふ所である。

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔

ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

歐洲諸國の憲法の多くは、君民の間に起つた紛争を調停した結果、出來たものであつて、君主に固有の權能があらうけれども、人民にも亦固有の權能があつて、憲法に規定するところを除いては、君主の行使する權能は無いのである。否、明かに條文に規定せられてあるものとても、時としては、實際、君主が之を行使することを妨げられることが無いではない。人若し其條文には、君主に對して制限的の文字の少なくないのを見れば、思ひ半ばに過ぎるものがある。のみならず、或國の憲法の如きは、人民に關する條文が君主に關するそれに先んじて居るのである。然るに我國の憲法は、君主自ら大權の發動を御規定になつたのであつて、決して人民の側から君主の大權を制限し奉つたものでは更々ない。勿論、我國の憲法とても、憲法そのものの性質として、君主の權能を制限する個所が無いではないが、是は人民の側で制限し奉つたのではなく、君主御自身で制限し給うたのである。隨て君

西隣の某國

本來民主的
傾向あり

主の大權に關する條文中、制限的の文字を用ゐた所は、僅かに第九條但書の一ヶ條あるのみである。我國の君主は憲法條文の規定以外に、無限の權能有し給うたのである。例へば鑄幣權、度量衡製作權の如きは別に憲法には掲げてないけれども、君主が之を有し給うたことはいふまでもないのである。

西隣の某國を見るに數回の革命を経て、君主國體は變じて民主國體となり、始めて東洋に唯一の民主國の出現を見るに至つたことは前に述べた通りである。元來、該民族は既に上代からして少なからず民主的傾向を有して、天は民を生み、之を統治させる爲めに君を立てるものであつて、民望を有することを以て天意に適ふものとしたのである。而して民望は専ら君主の人と爲りに依つて定まるものであるから、君徳が大に重んぜられ、有徳者は聽て受命の君とせられた。是れ禪讓の行はれた所以である。されど、後には僭亂の輩が現はれて、民望さへ收めることが出來れば、以て受命者と稱することが出來ると考へ、種々の方法の下に一意、民望を收めることを圖り、

民望と天命と之を同一視し、終に政治は人民本位のものとなつた。されば君は民の爲めに存するものであつて、能く人民を治めない君主は、君主たる資格が無いのである。由つて見れば、同國に君主國體が減んで民主國體の現はれ出たのも、決して偶然でない。

更に西洋諸國を見るに、又之に類するものがある。前に述べたやうに、彼の地の國家の多くは人爲的に構成せられたものであつて、一切の事人民が本位となり、我國の君先民後なるに反して民先君後である。隨て其國體の如きも、古今を通じて民主國體が頗る多く、其君主國體と稱するものといつても、之が實際を窺へば、民主國體を去る遠くないのである。

第五節 君民一家

我國上代の社會組織を想像するに、蓋し當時は人民何れも家族生活をなし、家長たるものが眷屬及び私有の部曲を統卒し、一家の歴史、傳説を重んじ

篤く祖先の祭祀を行ひ、祖先の意志を遵奉して、専ら家門の繁榮を圖り、嫡々相繼承して家族制度を成したやうである。斯かる家族が發展して氏族となり、氏族が膨脹して部族となり、何れも首長を中心として團體的生活を營んだものゝやうである。而して是等諸團體を綜合統一したものが即ち我國的家族制度であつて、之が大家長は長くも上御一人に坐ますのである。されば我國に於て皇室は國民全體の大宗家に坐まし、人民は其末流を辱し、爲めに皇室は一般人民の尊崇の燒點となり、以て今日に及んで居る。之を君民一家といふのである。此點からして之をいへば、我國の君主に固有なる大權は、家長權の自然的に發展したものと云ふべきである。

されば我國にありては、君主と人民との關係は君主たると同時に父子であつて、歴代の天皇に於かせられては、何れも深く人民を愛撫し給うたことは、恰も慈母の赤子に於けるが如く、人民が君主を仰慕し奉ることは、猶ほ赤子の慈母に於けるが如くである。雄略天皇の御遺詔の中に

(四人の子たる者が、家にあつて誠を以て親に仕へれば孝となり、國にあつて同じく誠を以て君に仕へ奉れば忠となるのである。我れの心頭には單に一誠あるのみである。唯、其所を異にし、範圍を異にする所よりして孝となり忠となるのである。

忠といひ孝といひ、人といふ人に通ずる大道であつて、決して獨り之を我民族にのみ存すといふべきではない。唯、他國にあつては忠と孝とは分離して存在する。然り、單に一種の意義に於てすら一致せないのである。況んや上述の如く四種の意義に於てをやである。特に支那では忠よりも孝を重んじたばかりでなく、其忠は餘程、形式的のものであつて、臣たる者、其君を諫めて聽かれなければ去つて可い場合がある。然るに我國では孝よりも忠を重んじ、其忠は實質的のものであつて、よしんば君は君でなくあらせられても、臣は臣でなければならぬのである。之を要するに、我國の忠は孝に一致する忠であつて、我國の孝は忠に一致

他國に於ける忠孝

西隣某國

する孝である。是故に嚴密にいへば、我國に於ける忠と孝とは、支那の忠と孝といふ文字では十分に之を言表はすことが出来ないのである。實に忠孝一致若しくは忠孝一本は、我國民道德の特色中の特色である。西隣の某國に、君民一家といふ事實を見ることの出来ないのは、之を二點から考察することが出来る。該國には私的家族制度は存するけれども公的家族制度は存せぬ。是れ其一點である。該國は領土尨大なるが上に、昔から數多の異人種が棲息したからして、國民の統一をなしたことは極めて稀であつたからである。否、比較的長く國家の統治權を握つた漢人種でさへ、數多の異姓族を包含して居つた。されば或姓から出た君主は、或他の姓の人民から見れば、さまで尊敬すべき謂れはなかつた。彼の國では君に事ふる者を臣といひ、君の治むる者を民といつて、同一人民を區別するのは、我國民の悉く臣であつて又同時に悉く民であるのと大に其趣を異にするのである。是れ其二點である。

歐洲諸國を見るに、君主は萬世一系の皇統を繼ぐ者でなく、又民先君後であることは前に述べた通りであつて、君主と人民と長く同一位置を保つて公的家族制度をなすことは出来ぬ。それ故、君民の關係は専ら治者被治者といふ形式的關係に止まつて、我國に於けるやうに、父子といふ實質的關係は存しない。爲めに君主の權利は、往々にして人民の側から制限せられる虞があるところから、君主は絶えず己が權利の擁護に苦心せざるを得ない。それ故、兎もすれば、專制政治は壓制政治と混同せられ易く、專制君主は又時に暴君と同一視せられる嫌ひがある。是故に勿論、仁君名主が出て仁政を施すことがあつたけれども、終に能く君民一家たることは出来ない。若し一たび眞の暴君が現はれるといふと、人民は忽ち立つて反抗の氣勢を示し、甚だしきに至つては、或は之を廢し、或は之を弑して、獨り政體を變更するばかりでなく、國體そのものまでも之を變更して憚る所がないのである。

第六節 君國一體

前に述べたるが如く、我國は皇室が中心となつて出来たものであつて、君主と國家とは一體を成し、到底、之を分離することが出来ぬ。若し假に國家から皇室を分離し奉つたとすれば、宛も頭を失つた胴體のやうなものとなるであらう。而して我國の主權は皇位に存し、皇位は常に皇統に存するか、我國では君主と國家とは全く一體である。之を君國一體といふのである。歐洲諸國にあつては、君主は國家の機關たる觀があるのであつて、憲法は國家之を制定して、君民の權利義務を規定するのである。彼の國に於て君主機關説の唱へられるのは、別に異しむに足らない。由つて見れば、我國の君主の占め給ふ御位置は、恰も歐洲諸國に於て國家の占めて居る位置に相當するものといふべきである。

既に君國一體である。是故に皇室の御利害と國家の利害とは少しも衝

忠君愛國の
一致

突することなく、皇運と國運とは密接なる關係を有し、皇運の盛んなのは、國運の盛んなる所以であつて、國運の盛んなのは皇運の盛んなる所以である。されば君に對し奉る忠は、聽て國を愛することとなり、國を愛することとは又聽て君に對し奉る忠となり、皇運の扶翼は取りも直さず、愛國の行動であるのである。是に於いて、忠君と愛國と一致し、忠臣と愛國家と又一致して來る。今日世界に國家をなす人民少からず、彼等は何れも自國の存續と發展とを冀ひ、隨て相當の愛國的行爲は之を遂げないことはない。唯、我國の愛國は忠君と一致する所の愛國で、我國の忠君は愛國と一致する所の忠君である。是に於て、我々は我國民の愛國的行動が、他國民のそれに較べて、層一層、重要な意義を有して居るものであることを十分に知らねばならない。

斯様に考へると人或はいうであらう。國家の本質は主權とその發動とである。而して君主國に於ては、主權を有する者は、即ち君主であるからし

て、君主は聽て國家である。されば君主に忠なるは是れ國家を愛する所以、國家を愛するは是れ君主に忠なる所以である。果して然らば、忠君と愛國との一致は君主國に於て必ず之を見出すべく、必ずしも之を我國にのみ限るべき謂はれないではなからうかと。斯の如きは單に形式的推定に過ぎぬ。一たび他國の國體を検すれば、容易に其然らざる理を知ることが出来るであらう。

西隣某國

例へば、西隣の某國の如きは皇統が數系に出て、國朝が屢々代つたから、君國一體といふ事實は到頭、成立つ機會がない。隨て人が一の君主、一の朝廷に忠であることを欲すれば、勢ひ他の君主、他の朝廷に不忠とならざるを得ないのである。單に忠君すら之を一貫させることは出來ない。況して之に愛國を一致させるに於てをやである。是故に一朝國家の大事に遭ふ場合に、苟も心あるものは義理を重んじ、氣節を尊ぶところから、何うしても異姓者の治下に安んずることは出來ず、或は處士となるか、或は亡命者となる

彼我臣道の
差異

かの二途あるのみである。之を要するに、我國に於ては人の臣たる者の道は、極めて簡明であるけれども、彼の國に於いては、それが非常に困難な場合が少なくない。

歐洲諸國

翻つて歐洲を見るに又之に類するものがある。彼の國に於ては、通例、君主の勢力よりも人民の勢力が強く、君主と國家とは、到底、一致することを許さない。隨て一たび君主が其暴威を振ふやうなことがあれば、奮然身を挺んじて進み、己が生命を捨て、國民を塗炭の苦みから救ひ出し、國家の擁護を圖るものが出て来る。之を愛國家といふのである。由つて見れば、單に君主國といふだけでは、必ずしも忠君と愛國と一致するものではないことを知るべきである。

第七節 君民一徳

政治

夫れ政治は公事中の公事であつて、決して之を私事視すべきではない。

我國基の動
かぬ所以

何處までも公明なる心事を以て、正義、公道に基いて之を行はねばならない。彼の惡政の起るのは、誤つて之を私事視するが爲めである。我國基の萬世に通じて動かぬ原因の一つは、御歴代の君主が何れも皇祖皇宗の遺訓を遵奉あらせられて、公明なる御心事を以て、正義公道に基いて、政治を行ひ給ふ爲めであると恐察するのである。

我國民の忠
誠

翻つて國民の側を見るに、其大なる過半は遠祖以來、皇室に對し奉つて忠誠を抽んじた者の子孫であつて、其忠誠は少しも渝るところがない。是一つには各自の家訓に由るのであるが、又一つには皇祖皇宗の遺訓に従ひ奉る爲めである。されば我國にあつては、畏くも御歴代の君主は祖訓に従つて仁政を施し給ひ、人民も亦皇祖皇宗の遺訓に従ひ奉りて、忠良の臣民たるのである。即ち君民擧つて同一祖訓を奉じて、其徳を一つにするのである。之を君民一徳といふのである。此事たる思ふに、君主も國民も同一根源より出でたものであるといふ信仰に基づくものと思はれる。

君民同源の
信仰

教育に關する勅語を拜讀するに、明治天皇は具さに個人道德、家族道德、社會道德及び國家道德を擧げさせられ、之を實行すれば忠孝兩全なるべき旨を諭し給ひ、而して最後に

斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

と仰せられた。是れ我國民道德は遠く其源を皇祖皇宗に發して公明正大、廣大無邊、時を今日に限り、處を我國に限るべきでないことを仰せられたのである。而して其前には君主も亦國民と等しく、御謹慎であり、御謙遜であらねばならない理を道破し給ふものである。此に「子孫」と宣せられたのは皇祖皇宗の御趣意である。是に至りて何人も亦君民一徳の事實を疑ふまじく、君徳と民徳と二にして一なるの理は明白である。世界の中、國といふ國は多く、亦君といふ君は多いけれども、國民と共に祖訓を遵守し

履踐することを誓ひ給うて、及ばざるを是れ恐るる君主は果して幾人存するであらうか。明治天皇の御製に

國民はひとつ心にまもりけり

とほつみおやの神の教を

といふのがある。是れ畏くも國民が一心同體となつて、皇祖皇宗の遺訓を遵守しまつたことを嘉みし給うたのである。此點からいへば、我國は道德的に成立つた國である。道の國である。

此事實の存否を他國の歴史に就て檢する。西隣の某國では、君主がたとひ徳を以て立つた場合と雖も、其治下に立つ人民は決して我國民の如く忠誠なる者でなかつたことは、一たび尙書を繙く者の容易に首肯づく所である。隨て同國に於いて、君主と人民と同一祖訓を奉じて、其徳を一にするといふことは成立し得ないのである。

西洋諸國を見るに、固より仁君、明主があり、忠臣、良民が無いではない。さ

道德的に成
立せる國家
西隣某國

西洋諸國

れど、西洋に於ては、民主的精神が盛んであるから、萬民心を合せて一皇室、一朝廷に歸向し、以て皇室中心主義、君主中心主義を形造ることは出来ない。人民は人は自由、平等であり、國家は之に屬する人民の爲めに存するものであつて、君主は國家の機關であるとやうに思惟する。かゝる人民にして、どうして君主と其徳を一にすることが出来よう。

我國體には、以上五ヶ條の特色があるから、我國が嚴密の意義に於ける君主國體の國家たることが出来るのである。我々が生を此國に稟けたことの如何に光榮であるかといふことは、此點から考へて極めて明瞭なことがある。苟も我國民たる者、能く自國の尊き所以を知つて、自重する所がなければならぬ。斯様な國體の國家に、一種獨特の國民道德の成立つことは、固より當然のことである。

第六章 我國民性と國民道德

第一節 國民性の意義

多數の個人が相集つて共同生活を營むに方つては、個人心理以外に社會心理の支配する所となるものである。斯様な共同生活が國民に依つて、一定の土地の上に、一定の制度の下に成し遂げられ、而して歴史的進行を辿る時は、其間に自ら一種特有の國民的性格を形造るやうになるのである。之を名づけて國民性といふのである。此國民性が時代に依つて多少變化のあることは、恰も個人の性格が然るが如くである。されど、個人の性格の根本的改造の頗る困難であるやうに、國民性の根本的改造も亦頗る困難である。否、或種の國民性に至りては終始一貫して殆ど全く變らない。是故に國民性には變化するものと、殆ど變化せぬものと二種あるのである。而し

二種の國民性

社會心理

て兩者とも長所と短所とのあることを免れない。就ては我々は十分に之を研究して、其長所は努めて之を助成し、其短所は成るべく之を矯正し、以て時代の進運に適應するやうにせなければならぬ。若しさうでなくて、徒に守舊的精神に囚へられて、當然、改善すべきものを改善せぬやうでは、能く世界の激甚なる競争場裡に立つて、國家の存立を固うすることは出来ない。實に國民性の一張一弛は、應て國力の一張一弛である。

國民性と民族性との關係

國民性に似て非なるものがある。之を民族性といふのである。國民性とは同一主權に依つて統治せられる人民の共通的性情を指すのであるが、民族性とは同一人種の有する共通的性情を指すのである。國家には興亡があり、國民には盛衰があるから、其處に多かれ少なかれ、國民性の變化を生ずるのであるけれども、人種は依然として其性情を維持するを常とする。けれども、假令人種を等しくする人民としても、其境遇を異にすれば自ら其性情を異にして、終に特殊の國民性を形造るのである。我國民の有する國民

性には種々の種類があるが、其主なるものを擧ぐれば左の如くである。

第二節 潔白性

其一は潔白性である。潔白性とは清潔を愛して不淨を忌む所の國民性であつて、已に第三章に於て幾分觸れた所である。建國當初の我祖先は、目に不潔のものを見る時は身體も亦汚れ、身體が汚るれば精神も亦汚れると考へ、清い流れを選んで身體を清めたのである。斯くして彼の禊といふことが起つたのである。禊の起源も亦此の國民性に在るのである。我國で神社は伊勢神宮を始め、多くは白木造りであるのも、此邊の消息を物語るものである。而して肉體上の潔癖は、何時しか内面化して精神上のそれとなつたことは、第二章第四節で述べた通りである。彼の武士の間に行はれた切腹といふ世界稀有の事實は、他の點からも説明せられるけれども、此點からも亦説明せられるのである。

禊と祓

神社の白木造り

切腹

第三節 快活性

其二是快活性である。是は我國民の陽氣な、元氣な性情をいふのであつて、亦神代から今日迄續いて居るものである。熊澤蕃山が我國を以て陽國といふたのは當つて居る。斯様な國民性を有する國民に、忠君、愛國、武勇、義勇奉公等の諸美德を生ずるのは當然のことである。

第四節 現實性

其三是現實性である。是は快活性と密接なる關係のあるものであつて、何處までも現世の價値を信じて之を愛し、實際を重んじて空想を排し、實行を尊びて空理を輕んじ、世間的思想を中心として行動するものである。

第五節 禮讓性

其四は禮讓性である。是は人に對して禮儀を重んじ、慇懃な態度を取るものをいふのである。

第六節 同化性

其五は同化性である。是は他國民の長所を取り入れ、之を我が物となし、我れの事情、境遇に適するものとなすものを指すのである。

もと、我國民は外來の文化に接するや、常に能く之を咀嚼し吸収して我物となし、在來の文化と新來のそれとを融合、調和して、一段進んだ、自國の文化を拵へた。此に注意すべきは、同化と模倣との相違である。我國民は模倣に長じて居るが、併し單に盲目的に模倣するのではなくて、相當に取捨、選擇をなす所の見識がある。古來、我國民の迎へた外國文化に三通りある。支那文化、印度文化及び西洋文化即ち是である。我々は是等の文化を取り入れ、之を同化して我國固有の文化を發達させる上の滋養分となしたが、そこ

同化と模倣との差

支那文化の
取捨
印度文化の
取捨
西洋文化の
取捨
外來文化に
對する自主
的態度

に機械的模倣と同一視することの出来ない事實がある。我れは支那文化を採用して己が文化の發達を助けたが、茲に一つ支那に學ばないものがある。それは第五章に於て述べたところの禪讓放伐である。又我國は印度文化を輸入して、其影響は儒教のそれと較べて、兄たり難く弟たり難いのである。併し佛教の死々滅々の厭世的思想は之を取らぬ、却つて厭世的臭味に充ち満ちた佛教も、一たび我國に入るや、何時しか變じて國家的のものとなつた。又假令西洋文化は之を取入れて、爲めに今日あるを致したのであるが、其共和國體だけは斷じて之を取らなかつた。彼の「和魂漢才」といふ言葉は、我等が外來文化に對して、自主的態度を取る必要を教へたものに外ならぬ。

第七節 進取性

其六は進取性である。已に上代の我國民がこれを具へて居つたことは、

我祖の進
取的氣象

朝鮮征伐
濱田彌兵衛
山田長政及
び支倉六右
衛門
日清日露兩
戰役
平和事業

例へば、祈年祭の祝詞の言葉、出雲風土記に見る國引の神話、素戔嗚尊が新羅御渡航等によつて知ることが出来る。其他、神功皇后の新羅御征伐、阿部比羅夫、阪上田村麿等の蝦夷征伐、亦何れもその發現と見られる。豊臣秀吉の朝鮮征伐、臺灣に於ける濱田彌兵衛、暹羅に於ける山田長政、伊達政宗の支倉六右衛門、羅馬派遣等の快舉、日清日露の兩戰役等亦何れも然りである。更に平和事業に於ては朝鮮、支那、印度、西洋等の文化等の輸入に於てこれが見ることが出来る。又明治維新の大變革は彼の開國進取の國是を重んじ、上下一致して之を實行したところに成就せられたのである。而して此國民性が武勇、愛國、義勇奉公、一致協同等の諸徳と密接の關係のあることは改めて言ふを要せぬのである。

第八節 節度性

其七は節度性である。是は中庸を愛して極端を忌み、前後を思慮して事

に當る國民性を指すのである。蓋し是は我國家を健全に發展させて行く上に大なる助けをなして居るものである。

第九節 澹泊性

其八は澹泊性である。我國民は質樸であつて、左迄過大なる欲求なく、思想も生活も單純、簡易を愛する方面がある。之を澹泊性といふのである。

第十節 我國民性の短所

是まで述べた所は、我國民性の中、特に其優秀なるものであつて、直接に、間接に我國民道德の成立と發展とに寄與したものである。言換れば、國民性の光明面である。ところが、我國民性の中には幾多の暗黒面があつて、我々が國民として今日及び今後に處するの上に、大に反省せねばならないのである。

- (一) 浮薄性
- (二) 依赖性
- (三) 姑息性
- (四) 多感性
- (五) 無規律性

これ等は何れも我々の反省し、警戒せねばならぬところのものである。國民性の變化せぬものは勿論、已むを得ぬけれども、其變化するもの、中に、明に缺點たり、短所たるものは、速かに之を除き去らねばならぬ。徒らに自國の長所、美點を誇り、得意、尊大となり、知らず識らずの間に、其缺點短所に累はされ、新時代の進運に後れ、國家存立の大本を養ふことを忘れるやうなことは、固より大に戒むべきである。

第七章 神道と國民道德

神道と武士道とは直に之を我國民道徳といふも差支はない。何故となれば、兩者は儒教、佛教の如き外來の教説と大に其趣を異にして、我國固有のものであつて、長く我國民の道徳的生活を支配したからである。無論、儒佛二教は我國民道徳の發展に大なる貢獻をなして居るけれども、是等は何れも他民族の精神的産物である。然るに神道と武士道とに至つては、我民族の精神的産物であつて國と共に古く、今日尙ほ或度迄其生命を有するのである。是れ進んで兩者と國民道徳との關係に就て、研究を試みようとする所以である。

第一節 我國の神と神國

抑、神の觀念は人間の有する諸の觀念中最も古く、又最も廣いものゝ一つであつて、古今東西、文野等の制限を脱して居るのである。是れ彼の唯理論の立場にある思想家が、此觀念を以て先天的のものとなす所以である。さ

The Number is not always the standard to a problem.

I believe that the conception of god in Japan is very simple

for she has no religion but peculiarities to her

我國の神の
種類
具體的の神

て、之を一般的にいへば、神は人間の信仰又は禮拜の對象であつて、靈妙、神祕、至高、至聖、全知、全能、遍一切處等の諸屬性を有する實在である。而して有神論者は之を以て世界に超越する所の人格であつて、其創造者、主宰者、維持者であるとなし、汎神論者は之を以て宇宙に内存する非人格となし、一毫の細にも、一塵の微にも、尙ほ一個全體たる神が宿つて居るとなすのである。我國に於いて、神の數は頗る多い。八十萬神、八百萬神、或は千五百萬神といはれて居る。此點からいつても、如何に我國の神の觀念が複雑であるかを察すべきである。今、之を大別して三種とする。具體的のもの、觀念的のもの及び具體觀念的のもの即ち是である。具體的のものは、此世に存在して、其形體の知覺せられるものであつて、之に屬するものに人格、動物、植物、礦物及び器物がある。人格者には統治者、保護者、祖先、其他諸の偉人傑士等の靈が之に屬する。例令、統治者、保護者としては諸冊二尊、大國主神等がある。祖先としては天照大御神があり、藤原氏の祖先として天兒屋命、徳川氏の祖

先として徳川家康がある。偉人傑士としては武人に武甕槌神、經津主神等があり、忠臣には楠木正成父子、北畠親房一族、新田義貞等がある。學者には賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤等があり、勸農家には二宮尊徳、佐藤信淵等がある。次に動物の神を見るに素戔嗚尊は蛇を、可畏之神といつた。植物の場合には諾尊は桃子を、大加牟豆美命といへる如きである。終りに器物の場合には天祖は諾尊の賜はつた御頸珠をば、御倉板舉神と呼んで、之を祭られて居ることの如きである。鑛物の場合は諾尊は黄泉津比良阪を塞いた大石を道反大神といはれた。

觀念的の神

次に觀念的の神とは、其形體を知覺することが出来ぬので、之を想像し、想像して成るものをいふのである。何れの國を問はず、原始的の人民は通常、思考、推理の力に乏しく、知識の範圍狭く、其思想も單純であるから、一たび珍奇なもの、不可思議なもの、偉大なもの等に接すれば、恐怖し、禮拜し、崇敬して、或は其害を免れ、或は其怒を宥め、又或は其恩恵に浴しようとする。雷鳴を以

具體觀念的の神

て雷神の鼓を鳴らすことゝなすが如き即ち是れである。我上古の人民も亦勿論、今日に見るやうな自然科学の知識は之を有して居らなかつたからして、凡百の自然現象に接して、一々之を支配する神があると考へたのである。例へば雷神を火雷神、風神を級長戸邊神となすが如き即ち是れである。最後に、具體的のものと觀念的のものと結合した具體觀念的のものを見るに、先づ人格を神化し、之を自然物に擬して成るのである。例へば天照大神を以て日神となし、月讀尊を以て月神、素戔嗚尊を以て嵐神となすが如き即ち是れである。いふ迄もなく、天照大神は諾冊二尊の御子で靈智靈徳を具へ給へる高天原の君主である。我國祖としては伊勢神宮に坐ますのである。月讀尊は之に次ぎ給ふ大人格にして夜食國の君主に坐ますのである。素戔嗚尊は出雲竝に朝鮮を經營し給うた御方である。因みに天神、國神の別をいへば令集解に依れば、前者は高天原に成りませる神をいひ、後者は葦原中國に生まれ給うた神を指すのである。例へば上述の三神の如きは前

者に屬し、素戔鳴尊の御子大國主神の如きは後者に屬する。

我國の神といふ言葉の言語學的解釋を見れば、又種々の説があるが、新井白石、伊勢貞丈及び貝原益軒は之を「上」と解して居る。此説を以て最も穩當なるものとなすべく、賀茂真淵、平田篤胤等も之に同意して居る。即ち「上」とは「下」に對するものであつて、長上の義である。詳しくいへば、人民の上に位して靈妙、尊貴の徳を具へ、其生活を加護し監督し給ふ實在である。重ねていへば、生前は長上として人民の上に位して尊敬せられ、死後は齋き祭られて、尙ほ人の尊崇する所となる實在をいふのである。

古來、我國は神國と呼ばれて居る。其の理由に就き種々の説があるが、北畠親房の如きは神の創開し、神胤の統治し給ふ爲めであるとなすのである。親房の著、神皇正統記開卷第一に曰く

大日本は神國なり、天祖はじめて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ、我國のみ此の事あり、異朝には其たぐひなし。此の故に神國と云ふなり。

と、説得て明晰である。我國では天皇を「現人神」と申し奉る。

我國は神の開き給ひ、神の治め給ふものであれば、神國といふ名稱は能く當つて居るのである。然れども、私は更に之に一事を加へたい。それは我國の君主の大權が、其源を天神の御意志に發して、迥に故造、作爲を超越して居ることである。蓋し君主國が永く存立して行く爲めには、主權の確定に、少しも人民の意志が加はらないことを要する。若し人民の意志が少しでも加はれば、主權はそれ丈け不純となるからである。要するに、我國が神國である理由は三つある。神の創造し給へること其一、綿々たる神胤の之を統治し給ふこと其二、而して其君權の神授に係ること其三、畏くも君には此御信念在まし、民にも亦此信念があつて、君民擧つて何處までも此君權を擁護し奉らうとする所に、我國の國民思想の根基存し、而して又之を信仰的に見る所に、我國の神道の精神が存するのである。

第二節 神道と祭祀

神道といふ文字が始めて我國の正史に現はれたのは、用明天皇紀の左の記事である。

天皇佛法を信じ神道を尊ぶ。(日本書紀)

是より先、欽明天皇の朝、傳來した佛教は、此頂に至りて漸く盛んとなり、之と我國固有の道とを區別する必要が起つて、此文字を生じたのである。正史に載する所の神道の意味に二通りある。一つは神祇崇敬の道であつて、一つは爲政の原則である。然れども、所謂神道なるもの、意義は、是等よりも更に高大であつて、建國此方、古今を一貫して存する日本民族の自國發展の理想を宗教的に把握したものである。即ちそれは建國祖神の建國の理想を尊び、神祇の威靈を仰ぎ、皇室の尊嚴と國體の優秀とを擁護し、國家の進歩發展を圖る民族的信仰である。之を外國の教説に較べるならば、我

神道てふ文字の出典

神道の意義

道教と印度教

神道は宗教なりや

國の神道は支那に於ける道教の如く、又印度に於ける印度教の如きものである。神道の思想は幼稚にして單純なところがあるけれども、是は我民族の生み出した精神的兒子であつて、純粹に日本のものである。是れ神道がたとひ、其教理は儒教及び佛基二教に較べれば頗る單純なるにも拘らず、我國民の之を尊重して、是非とも之を維持し之を發展せしめねばならない理由である。

神道は宗教であらうか。是は餘程以前からの問題である(此に神道とは純神道を意味する。以下之に倣ふ。)若し宗教を以て宗祖、教義、經典があり、寺院又は教會があり、且つ僧侶又は牧師があつて、説教といふ形式の下に人に安心立命の道を教へるものとすれば、神道は之を宗教といふことは出来ないやうに思はれる。何故といへば、以上の諸條件は、佛基二教は之を充たしてゐるけれども、神道に至つては之を充さぬからである。

然れども、若し宗教を廣義に解して、神的實在に對する人類の憑依的、歸命

神道は國家的宗教
祖先教
神人教

的態度、約言すれば、信仰的態度の謂であるとすれば、神道は之を宗教であるというて、少しも妨げない。何となれば、开は一定の神を立し、之を以て尊崇の對象となし、之に對して一定の形式の下に祭祀、祈禱を行ふからである。況んや、又神道には明かに罪惡觀念が存して、祓といふことがあり、現に大祓の祝詞に天津罪と國津罪との敘述のあるのを見ても、之を知り得るに於てをやである。而して神道に於ける典型的神格は、主として國土の經營と國家の建設とに任じたるものであつて、我國の神話は建國神話とさへ呼ばれて國家本位のものであれば、之を佛基二教のやうな普汎的若くは世界的の宗教に對して、國家的若くは國民的宗教と呼ぶを至當と考へる。又祖先を尊崇するところからいへば、之を祖先教といふべきである。或は又上にいつたやうに神と人との間に截然たる區別なく、偉大なる人格が死すれば直に神となり、又此世ながらに神に坐ます御方さへあつて、神と人との區別なく、否、神は人として表象せられることのある點からいへば、神道は之を神人

上古の人民の神の觀念

教といふべきである。

和魂荒魂

上古の人民は、一般に神は目に見えず、手に觸れられないものであるけれども、一種不可思議なる力を有して、一切を見、一切を知り、各自の生活を監視し、其功罪に應じて吉凶禍福を與へるものと考へた。又當時の人々は人の死を以て靈魂の肉體を脱離することと考へ、靈魂を以て不死、不滅のものと思ひ、信じた。靈魂には二方面があるとせられた。一を和魂、他を荒魂といふのである。前者は仁、愛、寛、裕、優、雅等の性質を有し、後者は勇、敢、剛、健、粗、暴等のそれを具へて居る。斯様に神や靈魂に就て考へたところから、これに對して勢ひ、恐怖、服從、信賴、崇敬等の種々の態度を取るやうになり、一方に其恩徳を謝し、其冥護に預からうとすると同時に、他方に其忿怒を宥め、其歡心を得ようとする、努めることとなつた。是に於て祭祀が起つた。我國に於て、祭祀の起源は通例、天窟戸の變にあるとせられて居る。けれども是より先、天照大神は既に神田を御作りになり、又御機を御織りになり、其の得る所の穀物や織

祭祀の起源

祭祀の種類

鳥見山の御
祭祀
感謝的祭祀

龍田風神祭
祝詞

物を以て天神を御祭りになつたのである。是に由つて之を見れば、我國に於ける祭祀の起源は天の窟戸の變以前にあるのであつて、國と共に古いものであるといふことが出来る。

我國の祭祀は之を大別して二種となすことが出来る。感謝的のものと、祈願的のものと即ち是である。當時の人民は己が祖先の靈は、幽冥の間より我れの日々の生活を保護し、我れの事業を扶助し給ふものと考へたところから、相當の時期に於て、其儀式を莊嚴にして、報謝の誠を致したのである。之が適例は神武天皇の中國御平定後、鳥見山に於て御執行になつた皇祖天神の祭祀である。之を感謝的祭祀といふのである。

國家を治め人民を愛して、一國の平和と隆盛とを招來する事は我國君主の御理想であつて、是は遠く天神の御意志に發して居ることは後節に述べらる機會がある。是故に御歴代の君主は、何れも人民の爲めに風雨の順適、五穀の豊熟、罪障の祓除等を神に祈らせ給うた。例へば龍田風神祭の祝詞を

祭政一致
我國の祭祀
は國家
的は家族

見ればこの事は明である。一般人民も亦神の加護に依つて、之を公にしては皇室の御爲め、之を私にしては身家の爲め、災害を免れ幸福を得ようとして祈願する所があつた。之を祈願的祭祀と云ふのである。尤も此二種の祭祀は實際に於いて判然、區別することの出来ぬ場合も少くない。もと、我國家組織は家族的のものであるから、畏くも君主の人民を愛撫し給ふは、恰も父母の子女を慈むが如くである。それ故、其神祇を祭り給ふは多くは御一身の安泰を祈り給ふのではなくして、人民の幸福を祈り給ふのである。政治も亦然りであつて、其目的とする所は皇室の御福利ではなくて、人民のそれである。斯様に祭祀の目的と政治のそれと一致し、敬神即ち爲政たることを祭政一致と呼ぶのである。是故に我國の祭祀は少なくとも、其本來の姿に於ては宗教的のものではなくて國家的のものである。而して其祖先尊崇といふ點からいへば家族的のものである。當時の人民は「善を言表はすに「きよし」といふ言葉を用ゐ、惡を言表はすに

道德的情操
と美的情操

神人交通

「きたなし」といふ言葉を用ゐ、日本書紀では、前者には「清」「赤」等の文字を擬し、後者には「濁」「黒」等の文字を擬して居る。蓋し「清」は我國の河水又は海水の清澄の聯想から來り、「赤」は日光の赤色のそれから、「濁」は濁水、汚水、「黒」は暗夜、暗所のそれから來たものであらう。即ち素朴な頭腦を以て風光の明媚な又陽氣な國土に住んだ我等の遠祖は、道德的情操と美的情操とを混一して、「善」を「清」「赤」と同一にし、「惡」を「濁」「黒」と同一にしたものゝやうである。古代のギリシア人にも亦これに似た事實があつた。

誠は精神的清潔である。此誠を以て神に對すれば即ち敬神となる。古來、神は清淨を愛し、不淨を忌むものと考へられ、神を祭るには先づ齋戒沐浴して身心を清め、祭具、供物、皆悉く清潔な物を擇んだ。斯く清淨の限りを盡しては、祭壇亦一塵を留めず、誠意の限りを盡しては、念頭亦一點の邪念を挟まず、神と淨明を競ひ、神と至誠を較べるに於いては、神靈降臨し給うて、神人の交通が行はれる。報本反始は此に全幅の意義を發揮し、感恩報徳は初め

て心往くまで行はれて、子孫たる者の孝敬の至情が充足せられる。此様な祭祀を「如在」の祭祀と呼び、此様な心を「明き淨き直き誠の心」と呼ぶのである。思ふに當時の至誠主義の道德は敬神崇祖の實行に依りて整へられ、敬神崇祖の實行は至誠主義の道德に依つて律せられた。是に於て、我々は明治天皇の御製を想起せざるを得ない。

目に見えぬ神の心に通ふこそ
人の心の誠なりけれ

誠は神道道德の主徳中の主徳である。

第三節 神勅と神器

先づ神勅以前の神勅に就て述べて見たい。諸冊二尊が天神の御命令に依りて、國土を經營し給ふに當りて、天神は二尊に對して「豊葦原千五百秋の瑞穂の地あり。宜しく汝往いて之を循らすべし」(日本書紀)といふ詔を賜は

神勅以前の
神勅

明治天皇御
製

つた。古事記には、天神諸の命もちて。伊邪那岐命。伊邪那美命二柱の命に。このただよへる國を修理固成つくりかためなせと詔りたまふとある。而して諸尊に天瓊戈を授け給うた。二尊は此詔に従つて、大八洲國を始め海川山木草等を御生みになつた。我々は此詔から、天神に於かせられては、國家創建に就いて確乎たる御意志を有し給うたことが拜察せられる。此詔に「循らす」といふ御言葉があるが、是は全く私心を去つて仁徳を以て民に臨み給ふことを意味するのである。されば、天神には獨り建國の御意志を有し給うたばかりでなく、其御建てになつた國家の人民に對して、君主たる者は仁政を施すべきであるといふ御考が御有りになつた。次に諸尊が天神から天瓊戈を賜はつたことには二通りの意味がある。其一は尙武の御氣象が我建國祖神に御有りになつたことであつて、其二はそれは我國の正當な君主の御證であることである。此點で我々は天神には此國に君主たる御方は、確實なる御證を有すべく、之に依つて主權の確保せられるといふ御考のあつた

天神の御理想

天瓊戈

ことが知られる。されば我々は所謂國生みの神話から三箇條の事件を導出すことが出来る。國家の創建と、治民の要道と及び主權の確保と即ち是である。

諸冊二尊が國土を生み給ふや、次に此國土に主たるべき者を御生みにならうとの御考からして、天照大神、月讀尊及び素戔鳴尊の御三方を生まれせられた。天照大神の御神格は實に崇嚴優麗に坐ましたのであつて、日本書紀の著者は之を言表しまつるに「光華明彩。六合の内に照徹す」といふ文字を使つて居る。そこで諸尊は非常に御喜びになつて、自分の生んだ子の中で、此子程靈異なる者はない、宜しく之を天上に送つて高天原の君主たらしめよと仰せられて、天上の君主となされたのである。此時、賜はつた御頸珠は前陳の天神が諸尊に賜つた天瓊戈と同じく、高天原の正當な君主の御證であるといふべきである。由つて見れば、我祖神は君位を非常に重んぜられて、之を繼ぐ者は確乎たる徵證がなければならぬといふ御考であつたこと

天照大神

御頸珠

君位の尊重

が分るのである。

葦原の中國が平定するや、天祖には天孫をして降臨させ給ひ、左の神勅を賜はり、且つ授くるに鏡、劔、璽の三器を以てせられた。

葦原千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たる可き地なり。宜しく爾皇孫就て治せ。行く。寶祚の隆えまさんこと。當に天壤と與に窮り無かるべし。(日本書紀)

我國が君主を中心として成り、而かもそれが無窮に存続し發展する運命の緒は此に開かれ、我帝國の依つて立つ根基は此に定まつたのである。此神勅を拜讀すれば、天祖の建國の御理想の偉大なることと、御經綸の宏遠なることが明に解しまつられて、我國體の幽玄なる所以を知り得るのである。畏くも神勅は措辭が如何にも典雅、意義が如何にも深長であつて、之を前の天神が諸冊二尊に賜はつたものに較べると、其内容の豊富なる、其期待の遠大なる、到底、日を同じうして談ることは出來ないのである。此に特に

神勅

神勅の注意
すべき点
第一

第二

我國君民の
關係

注意すべき御言葉が三箇條ある。第一は、吾が子孫の王たるべき地なりといふ御言葉である。之に依つて、我國の皇統一系といふことが永久に定まり、又他姓、他系の者の之に與かることは斷じて許されないことになつた。故に、此御言葉に依つて天祖の我國の主權に關する絶大の理想が窺ひ奉られるのであつて、三器の御親授も五部神への勅命も一つに此御理想を實現するが爲めであると拜察せられるのである。君位が血統に依つて定まれば、それは全く自然的なもの、先驗的のものであつて、人爲、人力を超越することとなるのである。

第二は、治せといふ御言葉である。是は「しらせ」と讀んで、天神が諸冊二尊に賜はつた詔にも亦存するのである。それは仁政を民に施すことであつて、我國に於て御歴代の天皇が人民を治め給ふ上の大法であると拜察せられる。我國に於て君民の關係が單に治者と被治者といふ形式的のものに止らないで、父子といふ實質的、家族的のものであることは全く此大法の致

す所であると恐察する。畏くも神武天皇から今上陛下に至るまで百二十四代の間、何れも仁君、聖主に坐ますことは、世界の歴史に於ても殆ど稀有のことに屬するのであるが、其由來する所は、一つには建國の初頭に於て、天祖が此大法を御治定に相成つたことが與かつて力あるものと拜察せられるのである。

第三は、天壤と與に窮り無かるべしといふ御言葉である。畏くも我一系の皇統が萬世に亘つて渝らないのは、此御言葉に依つて豫定せられたのである。彼の帝國憲法第一條の「萬世一系ノ天皇」といふ文字は、其源を此に發して居るのであつて、又教育に關する勅語の中の「天壤無窮ノ皇運」といふ御言葉も同じく之に基いて居るものと恐察せられる。「天壤無窮ノ皇運」と宣らせられた明治天皇と、「天壤と與に窮り無かるべし」と宣らせられた天祖と、其間幾千年を隔て、迥かに相呼應する觀のあることを思へば、何人も我國體の崇嚴微妙なることを感せずには居られないであらう。是は確かに一

第三

「天壤無窮ノ皇運」

神道の神髓

大豫言と申すべきであつて、我國が無限に存續し無限に發展する運命を指示し給うて居るものである。此點から考へれば、我國の二千五百有餘年の光輝ある歴史と、繼續的の國民的生活とは、一に此御豫言、此御理想の實現に外ならないのであつて、民族の理想として此上もないものである。而して此點に對する信仰的態度が即ち神道の神髓の存する所である。即ち天祖の建國の絶大なる御理想を基として、我國家の無限に發展する運命を尊重し、想化し、之を以て國民の行動を律し、之を以て國家の存立を固うする信仰的態度が即ち神道の本義である。是故に我神道の精神の中には、祖先尊崇といふことも、亦國民的理想の實現といふことも包含せられるのであつて、何處までも國家的、國民的の信仰である。佛教及び基督教のやうな宗教的の信仰とは異つて、建國祖神の偉大なる理想を渴仰し、國家の永遠に發展する運命を尊重する國家的國民的の信仰である。此點からいへば、我一切の國民道德の根源は此にあつて存するといつても、強ち其當を失しないので

我國民道德の根源

ある。實に、我國民道德は此神道の眞精神を實現する所以のものに外ならないのである。以て兩者の間に存する親密なる關係を知るべきである。

古來、我國の學者は三種の神器を或は道德上より、或は國體上より、又或は

三種の神器の解釋と皇位の神器と純神道

神道上より解釋したのであるが、三種の神器はこれを我國の正統の君主の御證と解釋すべきである。是があるが爲に皇位は磐石の安きを致して居るのである。斯様な皇位を崇敬の燒點として、國民が國家の存立と發展とを圖る所に、神器と神道との密接なる關係が生じて來る。況して三器中、璽を除いては鏡も劔も我國至貴の神社と齋き祀られて居るに於てをやである。殊に鏡は伊勢神宮の御神體であつて、國家の大事ある毎に、至尊陛下には之に向つて御奉告になり、或は御親拜になり、臣民も亦是に倣ひ奉つて尊崇措かざることとは古今を通じて少しも變らないのである。思ふに神道が一種の宗教的色彩を帯びて、堅固なる信仰を我國民に吹込む所以の一つも、亦此御鏡を御神體とする伊勢神宮の存する爲めであると信せられる。

focus

第四節 神道の流派

神道は時代に依つて種々の變遷を遂げ、種々の流派を生じて居る。今左に其大略を述べよう。

第一 古神道

古神道とは、儒教、佛教の如き外來教説の影響を受けぬ所の純粹、固有の神道即ち純神道の意味であつて、祖神敬祭を以て其本體となすのである。即ち主として國土經營の上に祖神が加護を垂れ給ふ所から、之を祭つて一には益々其加護を請ひ、一には其恩賚を謝するのである。神武天皇は磯城八十梟師及び赤銅八十梟師を征伐し給うた時、夢に神教を受け給ひ、又弟猾の獻策を納れて天香山の土を取り、平瓮、手扶嚴瓮等の祭器を造り、丹生の川上に於て天神、地祇を祭らせられた。是が祖神敬祭の正史に見えた初めである。是は天皇が天業恢弘の御事業を成就し給ふ爲めに、祖神の威靈を御藉

純粹固有の神道

古神道の本義

りになる爲めであつた。次で四年春二月、天皇には祖神の加護に依つて蠻賊を御平定になり、奠都の事、即位の禮、何れも滞りなく御済みになつたところから、靈時を鳥見山に立て親しく皇祖天神を祭り、祖神の恩賚を感謝し、大孝を申べ給うたのである。以て、古神道の本義が報本反始の精神に基く祖神敬祭にあつて存することを見るべきである。

第二 本地垂迹説

佛教の渡來するや、古神道の面目は漸く失はれるやうになつた。之が有力なる原因は本地垂迹説である。之を唱へた者には、前に行基、泰澄の二僧があり、後に最澄、空海の二僧がある。當時、佛教家は熱心に佛教の弘通を圖つたのであるが、何分にも國民固有の信仰たる神道の勢力が強かつた所から、終に此説を主張するやうになつた。即ち神道の神格をば之を佛教のそれの垂迹となし、神佛を一致させ、神道と佛教とを混化し、國民の神道に對する信仰を移して之を佛教に轉せしめようといふ計畫である。本地とは本

行基と泰澄最澄と空海

本地垂迹説の動機

體を意味する。無始無終の絶對的位置を意味する。垂迹とは化神若くは權化の義であつて、佛が衆生濟度の爲めに特に人間界に現することをいふのである。

第三 山王一實神道

これは天台宗の教義に基いて神道を説いたものであつて、神佛習合の一計畫に外ならぬ。尤も此神道は最澄は單に其緒を開いただけであつて、之を組織立てた者は彼の門下である。

第四 兩部神道

兩部とは二通りの解釋がある。一つは神佛兩部の同體を主張するものとなすものであつて、一つは伊勢の内外兩宮を以て金胎兩部に配するものとなすものである。通常、後の解釋が行はれて居る。

第五 唯一神道

是は兩部神道が神道と佛教とを混じた爲めに、神道は不純のものとなつ

兩部の意義

神佛習合

たところから、別に純一無雜の神道を立てようといふ所に起つたのである。けれども、是は單に表面のことであつて、其實際を窺へば、失張り、兩部神道を去る五十歩、百歩のものである。即ち兩部神道は佛教を主位に置き、神道を客位に置くのであるが、唯一神道は神道を主位に置き、佛教を客位に置くの差があるのみである。

第六 出口神道

是は一つに伊勢神道ともいはれて、神宮奉仕の祠官出口延佳等の唱へた所である。此神道は宋學を以て神道を説くものであつて、又古神道を去る頗る遠いものである。

第七 吉川神道

同じく宋儒理氣の説を參酌して神道を説いたものに吉川惟足がある。其唱へたところを吉川神道といふのである。

第八 垂加神道

山崎闇齋

宋儒殊に朱子の説を以て神道を説いたものは山崎闇齋である。闇齋もと出口延佳に就いて神道を學び、又吉川惟足の門人となつて居る。其唱へた所を垂加神道といふのである。垂加とは神道五部書の寶基本紀に「神は垂るゝに祈禱を以て先きと爲し。冥加は正直を以て本と爲す」とあるに由つたのである。

不純神道

斯くして兩部神道、唯一神道、出口神道、吉川神道、垂加神道等、何れも古神道即ち純神道を去ること大に遠きものである。即ち不純神道であつて、中には到底、附會の謗を免かれないものがあるのである。けれども、我々は一概に之を貶すべきでない。何となれば、是等諸流派の發生は一つには神道の包容性を有することを物語り、一つには开が應化性を有することを指示するものと解し得るからである。而して开が長く不純の形式に留まるを欲しないで、終に其純粹なる形式に復歸するやうになつたのは、偶神道の健全性を有することを證據立てるものといふべきである。而して此機運の先驅

林羅山

をなしたものは實に林羅山その人である。彼れは儒學を以て初期の徳川幕府に貢獻すること頗る大であつたが、神道に對しても確に一隻眼を有し、兩部神道に向つて痛烈な批判を下し、上は最澄、空海より、下は卜部、清原諸氏に至るまで之を嚴責し、延いて北畠親房、一條兼良等を攻撃した。本地垂迹説が唱へられてより凡そ茲に八百年、其間能く一人の立つて其妄を辯ずる者がなかつたのであるが、羅山に至つて始めて此事があつた。其主張が後年、幾多の學者をして風を望んで奮起せしめたのは決して偶然でない。

第九 古道派

(一) 荷田春滿 徳川時代の中葉に出て、迥かに羅山に呼應した所の一人は荷田春滿である。春滿夙に心を古學に用ゐ、佛意を去り、漢意を離れて、古道の眞面目を發揚しようとした。此にいふ古道とは古神道を意味するのである。彼れは古道發展の爲めに人材を養成する目的で、幕府に請うて國學の學校を建てようとした。其創學校啓は彼れの精神を披瀝したものであ

荷田春滿

つて、實に堂々たる大文字である。

賀茂眞淵

(二) 賀茂眞淵 春滿の志を繼ぎて古道を唱へて、殆ど天下を風靡する概のあつた者は賀茂眞淵である。眞淵は何處までも儒教を斥け、漢意を棄て、直接に古への人の眞心を味はねばならない、赤裸々の姿に於ける古道は神、神に傳へ、皇、皇に傳へた我敷島の道に存すると考へて、畢生の心血を古歌の研鑽に注いた。古神道は前後千二百年の間、儒佛其他の外來教説の爲めに蔽はれて、其眞面目を失うて居つたのであるが、眞淵に至つて此雲霧を一掃して、此に古道の煌々たる光明を發せしめようとしたのである。

古歌の研鑽

本居宣長

(三) 本居宣長 殆ど古學の研究を大成した者は本居宣長である。宣長は日本書紀は漢文を以て書し、漢意を混じ、潤飾に墮する所が少なくない、獨り古事記は假令、漢字は之を藉りても、古傳の儘を敍して居るから、之れに依て我太古の眞を窺ふべきである、此書こそは古道唯一の憑據である、眞の神典であるとなし、前後三十有五年の間、苦心經營して、古事記傳四十八卷を著は

古事記傳

し、後の神代研究者に向つて大いなる炬火を掲げたのである。

(四)平田篤胤 宣長よりも熱心に古道の尊ぶべき所以を主張して、單に敬神の道を明かにしたばかりでなく、又尊王の精神を鼓吹した者は平田篤胤である。其主張する大義名分論は漸く世人の知る所となり、且つ其筆鋒、舌劍は如何にも鋭い所から、終に幕府の忌む所となり、其著大扶桑國考は絶版を命せられ、天朝無窮曆に就て糾問を受け、終に著述を禁じ、歸國、蟄居を命せられた。篤胤は我國の神國なる所以を説き、神勅の效驗、君民の同祖を述べ、以て讀者をして自ら國體の觀念を喚起し、日本民族の思想の統一に資する所が少くないのである。

斯様な次第で眞淵、宣長、篤胤等の復古神道説は國民の國體觀念を喚起し、尊王の精神を刺激し、大義名分の觀念を明瞭にし、終に幕府の瓦解を促し、明治の大變革を招來する精神的原因の一となつたのである。是に至つて、神道と國民道德との關係は極めて緊密なるものがあることを知るべきである。

平田篤胤

神國説

明治維新の
精神的原因

る。

第十 十三派神道

明治九年一月、東西兩部の教導職を分けて三部となし、十月更に之を分けて四部となし、同時に黒住、修成の二教派の獨立を許した。是が神道教派の分立の初めである。是より諸教派、陸續として起り、終に所謂十三派神道をなした。十三派とは

- (一)神道本局
- (二)大社教
- (三)扶桑教
- (四)大成教
- (五)實行教
- (六)黒住教
- (七)修成派
- (八)神習派
- (九)御嶽教
- (一〇)禊教
- (一一)神理教
- (一二)金光教
- (一三)天理教

である。此外に神宮奉齋會がある。

明治時代に於いて、神道は官制上、動搖を來たし、政策上、薄遇せられたことは蔽ふべからざる事實である。けれども、上下の敬神的思想に至りては確

明治時代

乎として少しも動かない。日清、日露の二大戦役に於て、戰場に於ける勇將
猛卒も、内地に留まれる一般人民も、如何に熱烈なる信仰を神祇に捧げて祖
國の大難に處したるかは、何人も記憶に新たなる所である。

其他、明治天皇御大患の砌、一般國民が御平癒を所在の神社に熱禱して現
はした敬神の至誠の如き、國威の進展と領土の膨脹と共に、京城には朝鮮神
社を、臺灣には臺灣神社を、而して樺太には樺太神社を創建したことの如き、
何れも我國に於ける神人冥合の機微を物語り、神道の國家發展上、缺くべか
らざるものであることを證據立てるものである。

第八章 武士道と國民道德

武士道は日本民族固有の勇敢な氣象に基いて起つたものであつて、戰闘
的精神を中心として出來た君主竝に國家に對する道德である。

第一節 武士道の特徴

武士道には種々の特色がある。今左に其重なるものを述べよう。

(一) 武士道は積極的の實行主義である。武士道の本義は嚴格な實踐躬
行にあつて、單に理論丈けに止まる態度は之を忌むのである。武士なる者
は己が信ずる所は何處までも之を實行して、少しも憚かる所が無い。

(二) 武士道は本務遂行の精神を重んずる。武士は己が本務を尊び、名譽
を重んずることが非常であつた。或は義といひ、或は道といひ、何れも武士
の本務を意味するものであつて、是等を斷行する爲めには最善の努力を爲
し、已むなくんば敢て死をも辭せない。之を今日の倫理學上の言葉でいへ
ば、本務の觀念、當爲の意識が極めて明瞭であつて、此觀念、此意識を實現する
爲めには、少しも躊躇する所がなかつた。

(三) 武士道は犠牲的精神を中心とする。此精神は我を沒し我を無みし

9

情的道德

て、其理想とする所、主義とする所を貫徹する精神である。武士は平生、己が一切を其主君に捧げて居るのであつて、主君の馬前に討死を遂げることは、其名譽とし本懐とした所である。是が武士に壯絶、悲絶の行爲があつた所以である。此點に於て武士道はヴントの謂はゆる「情的道德」であつて、知的道德ではない。其道を踐み、義を取ることは目的それ自らであつて、決して利害を打算し、得失を商量して然る後に行動するのではない。

鞏固なる意志

(四) 武士道は鞏固な意志を重んずる。武士は平常、己が修養に全力を傾倒し、専心、意志の鍛錬を圖つた。而して、戰場は武士の平生に於ける修養の程度を試みる試験場に外ならないのであつて、種々の勇敢な壯烈な行動は之が結果として成遂げられた。此精神の修養に非常な助を與へたものは禪である。禪は人をして差別界を脱出して、無差別、平等の境に入り、死生を超越し、絶對と冥合して、安心立命の境地に達せしめる。

社會の健全分子の養成

(五) 武士道は社會の健全な分子を養成した。これ武士は平生、人格の修

養を心懸け、道念堅固に、能く一代の標的となつて、世道人心を指導する任務を果し來つたからである。

家族制度の維持

(六) 武士道は我家族制度を維持する上に力がある。古へより、武士は己が家名を重んじ、家訓、家法に従ひ、常に祖先の名譽を瀆すまじといふ覺悟を有つて居た。その結果、血統を重んじ、家風、家法を尊び、堅實な生活を營み、以て我國家組織の根柢たる家族制度を維持したのである。

第二節 武士道と神道

武士道の徳目は、中外の教説に依つて少なからざる影響を受けて居る。其一つは神道である。神道は武士道に對して緊密なる關係のあるものであつて、儒佛二教の渡來以前、武士の信仰の動因となつたものは、否、儒佛二教が這入つた後と雖も、此我國固有の教は決して亡びることなく、儒佛二教と對立して、益々武士道の發展を助けた。特に儒佛二教の渡來以前、我國の武

士は此國を神の國と考へ、此國に君臨し給ふ天皇を神の御裔と信じて、此國を守り、此君に事へ奉ることを武士の本分と心得た。特に、武士道と神道との間に存する關係の鮮明となつたのは、武士が天下の實權を握つた以後、即ち鎌倉時代からである。源頼朝が覇府を鎌倉に開いてから、小林郷に八幡宮を奉遷し、社殿を造營し、之を源氏の氏神となして、篤く之を尊崇した。主將にして敬神の念が厚くあつたから、其家人等も亦競つて神を敬ひ、爲めに當時の武士道は濃厚に敬神的色彩を帯びるやうになつた。然り、敬神は崇佛と共に當時の武士の心の坐りを與へた所の主因である。彼等は一且、生死の間に處し、窮迫の境に臨むや、必ず神の名を呼んで其加護を請うた。又起請文は夙に我國に存したものであるが、此時代となつて盛に行はれた。北條氏の敬神思想は貞永式目に於いて之を見るべきである。是は北條泰時が鎌府創立以來の遺制を整頓して拵へたものであつて、北條氏の爲政の準則たるものである。

鎌倉時代に於ける武士道と神道
源頼朝

起請文

貞永式目

後醍醐天皇

新田義貞
北畠親房

神皇正統記

鎌倉時代の末葉から、南北朝時代を経て、足利時代にかけては、我國の倫理の光の殆ど滅びんとした時であつて、人をして神祇の威烈の或は長へに滅びたのではないかといふことを疑はしめた程である。けれどもこの様な際、上にも下にも敬神的事實の認められるのは、後の神道を研究する者をして、無限の感動を催させるのである。當時、畏くも後醍醐天皇には御即位後、諸社の祭祀を復興されようとせられたが、幾干もなく元弘、建武の亂となり、其事の行はれなかつたのは残念なことであつた。當時は武臣も亦敬神の念が強かつた。例へば新田義貞の如き其一人である。南北兩朝對立の時に方つて、北畠親房といふ一大神道家の現はれて、我皇位の擁護に全力を傾盡したことは、偶々以て我國體の幽玄なる所以を暗示するものといふべきである。親房、敬神の念頗る強く、神皇正統記を著はして、我國は神國であると斷じ、又職原抄を著はして、其神祇の條に「當官を以て諸官の上に置く。是れ神國の風儀。天神地祇を重んずるが故也。」といつて居られる。文明年

一條兼良
北條早雲
武田信玄
織田信長
豊臣秀吉
武勳と敬神

間に一條兼良が出たがまた神道界の巨人である。我國の暗黒時代と呼ばれた戦國時代に於いても、依然、敬神の風は銷磨しなかつた。北條早雲、武田信玄、織田信長等何れも神祇を崇敬した。信長は天正十年費用三千貫文を獻じて伊勢兩宮の造營を企て、豊臣秀吉亦信長の志を繼ぎて、熱田神宮を始め、諸社の神領を確保した。武人の勳功と敬神との間には密接不離の關係が存した。蓋し武人の萬死を出で、一生を得る爲めには、非常の決心、覺悟が無ければならぬ。而して此決心、覺悟は主として、其源を神明の加護を信する所に發するものである。是れ戦國亂離の世に、敬神の風尙の少しも衰へず、否益々盛んであつた所以である。

徳川家康

徳川家綱
徳川綱吉
徳川吉宗

徳川家康の敬神は信長に及ばず、其勤王は秀吉に及ばない。されど家康の遺訓たる御寶藏入百箇條といふものには、神祇を尊崇し、心身を琢磨し、生涯怠るべからざる事とあり。家綱は豊國神社を再建し、綱吉は熱田神宮、鶴岡八幡、箱根、淺間等の諸社を修理した。吉宗に至つては、若し祖廟を敬はね

徳川義直其
他の諸侯

明治時代
に於ける
武士
道と神道

ば尊きを尊ぶの大義を人民に教へることが出来ぬと言つて、日光社參を再興した。

幕府にして斯の如くであれば、諸侯中、敬神の念の深い者を出したのは當然のことである。尾張侯徳川義直、紀伊侯徳川頼宣、水戸侯徳川頼房、其子光圀、會津侯保科正之等その主なるものである。蓋し敬神、尊王、愛民等の根柢たるものは誠である。此誠を養ふ方法は、人に對するよりも寧ろ神に對するを以て最も適切とする。何故となれば、神前に額づいて、心頭、一點の邪念なき者は神と至誠を競ふことが出来るからである。

明治時代となつて四民平等となりて、武士階級は社會から消滅した。爲めに、一見、武士道も亦亡びたやうであるが、其實さうでない。陸海軍の制度が整頓して、軍隊が武士に代るやうになつたからである。明治十五年に賜つた軍人勅諭は軍人に向つて忠節、禮儀、武勇、信義及び質素の五箇條を遵奉することを命じ給うたが、是等は取りも直さず、武士道の主要なる徳目であ

靖國神社

る。彼の日清日露の兩戰役を始め、最近に於ては日獨戰役に於て、我國民の收めた赫々たる戰勝は、一に此勅諭の賜物といふべきである。我國で軍人が戰死すれば、之を靖國神社に合祀することは何人も知る所の事である。此に忠死者の靈は國家のあらん限り其祭を享けるのである。即ち農商の子弟でも亦名門の貴公子でも、苟も君國の爲に生命を抛つた者である以上、悉く之を神として祭るのであつて、貴賤の差、貧富の別の如きは悉く之を振落して、單に其殉國奉公の精神を掲げるのである。人臣官祭といふことが同社創建の精神のある所である。我陸海軍人の犠牲的精神の世界に冠たる根本的理由は、生きては軍人勅諭の御精神の下に嚴正なる訓練を経て、武士的精神を養ひ、以て君國の爲に努力し、死しては靖國神社に祭られて國家に廟食し、永久に護國の鬼となるといふ點にあつて存する。我々は此に至りて我國に於ける神社の眞意義を知ると同時に、又神道のそれを知ることが出来る。神社の眞意義とはそれが宗教的信仰といはむよりは、寧ろ國家

我陸海軍人の犠牲的精神

神社及神道の眞意義

的信仰といふの更に眞を得て居ることである。神道の眞意義とは神道なるものは決して固定不動のものではなくて、能く時勢の進運に適應する應化性、發展性を具へて居ることである。

第三節 武士道と儒教

儒教が應神天皇の朝、我國に輸入せられてから、我國民の道德的生活を裨補したことは實に大である。开は家族制度を重んじ、祖先を尊び、崇祖を以て子孫たる者の大なる道德とする。爲めに孝を高潮して、之を以て人間萬善の根基となすのである。論語には「臣君に事ふるに忠を以てす」というて忠を説いて居る。忠孝の二者が武士道にあつて極めて大切なものであることは、改めていふを要せぬ。特に儒教は仁を重要な道德的原理となし、之を實現する爲めには當然、生命を抛つべきであると説くのである。孔子の「身を殺して以て仁を成す」といひ、孟子の「生を捨て、義を取る」といふもの

忠孝仁義の觀念

即ち是である。此點に於て儒教は大に犠牲道德を鼓吹するものといふべきである。又義を説きては論語に「義を見て爲さざるは勇なきなり」といふてあるが、是はそのまゝ武士道に一致するものである。又中庸に「知仁勇の三者は。天下の達徳なり」とあるが、此三徳は我國の理想的武士の資格を形造るものである。其他、孟子の「富貴も淫する能はず。貧賤も移す能はず。威武も屈する能はず。此れ之れを大丈夫といふ」といふが如き、武士の眞骨頭を説破して餘す所がない。是に由つて之を見れば、儒教と我武士道の精神とは恰も符節を合するが如きものがある。我國の武士道が儒教の精神を取入れて武士の教育を裨補したことは實に其幾干なるやを知らない。或は文武兼備といひ、或は文武兩道といひて、文と武とは鳥の雙翼、車の兩輪にも譬へられて、武士たる者の資格中の資格と數へられたが、此に文とは主として儒教、儒學を意味したのである。

我國に於いて、儒教が武士道と最も重要な關係を有つやうになつたのは、

主として戰國時代及びそれ以後である。是れ當時武士は社會の指導階級をなして居つたからして、武將は競つて部下の學問を奨勵し、名節を砥礪し、爲めに武士道は顯著なる發展を遂げたからである。此時は足利氏の勢力漸く衰へ、豪族が四方に起つて、各々自家の權勢を張らうとし、競つて心を部下士卒の訓練に傾けたからして、武士教育は非常な進歩を遂げ、彼の文武兼備といふことは當時の武士の理想的資格であつた。そこで武將は多くは家訓、家法、壁書等を作りて、或は部下を勵まし、或は子孫を戒めた。諸家の家訓、家法なるものを見るに、如何に當時儒教が武士教育の上に重要な教科であつたかといふことが分る。

鎌倉時代に於ける武士教育は、文道よりも寧ろ武道を重んじた。否、或る點に於ては武道專一の趣があつた。然るに足利時代から戰國時代となつては、文武兩道を兼修せしむることとなつたのであつて、武士教育上顯著なる進歩といふべきである。

徳川家康の
文教奨励
諸侯の勸學

國民道徳綱要

一六〇

徳川家康は藤原惺窩、林道春の二人を重用して、率先して文教を奨励した。諸侯の内、亦之に倣ふものがあつて、或は儒者を聘して政務を問ひ、或は學校を興して藩臣の子弟を教育した。尾張侯徳川義直、紀伊侯徳川頼宣、備前侯池田光政、水戸侯徳川光圀等其主なるものである。斯様にして、武士道は益益濃厚なる儒教的色彩を帯ぶるやうになつた。元來、儒教の精神は修身、齊家、治國、平天下にあつて、歴代の將軍も諸侯も能く此精神を體し、衆に先んじて仁義を主となし、節儉を尊んだからして、武士教育は愈々整頓せられるやうになつた。當時、此機運を醗酵した一大人物は山鹿素行である。素行は儒家にして、武士道を研究した代表的人物であつて、武士道に關する著述は實に多い。彼れは儒教と武士道との調和を圖つた人であつて、其士道を説くや實に周匝綿密、之を讀むものをして我國の武士道の研究は、彼に於て其發展の頂上に達したかの感あらしめるのである。其感化は武士道の精華である。赤穂四十七士に及び、更に後世に至りては吉田松陰と乃木將軍とに

山鹿素行

山鹿素行の
影響

も及んだ。

第四節 武士道と佛教

佛教は欽明天皇の朝、我國に入り來りて、儒教と共に我れの文化を發展させる上に大なる力のあつたものである。彼の聖徳太子が出て之を保護せられてから、开は格段な躍進を遂げた。殊に平安朝となり最澄、空海の二傑が出て、佛教の隆盛は殆ど其頂點に達した觀がある。然れども、當時の佛教は所謂祈禱佛教であつたので、深く人心の奥底に浸透して、大勇猛心を吹込むには至らなかつた。特に當時の佛教が慈悲、忍辱を教へた所からして、政府は常に命令を發して殺生を嚴禁し、放生會、大赦等は頻りに行はれ、武勇の精神は抑へられ、人心を女性化して、爲めに武士の尙武の氣象は衰頽を見るやうになつた。

然るに、鎌倉時代の佛教に至つては、之と正反對な性質を有つて居つた。

一六一

聖徳太子

最澄、空海

平安佛教に
伴へる弊害

鎌倉時代の
佛教

佛敎界の俊才輩出

日本的の二宗敎

武士道と禪宗

是まで源平兩氏の交戦の齎した慘禍は、深い印象を社會の人心に刻み、多くは現世の生活の恃むに足らぬことを觀じ、人生の無常を啣つやうになつた。是時に於て數多の俊才が陸續佛敎界に現はれて、時代の救済を圖ることになつた。當時、特に有力な宗旨は淨土眞宗、禪宗及び日蓮宗の三である。思ふに、宗敎なるものは時勢の必要に應じて現はれるのを常とするのであつて、是等諸宗は當時の人民に安立の境地を教へようとして現はれたものである。特に注意すべきは、淨土眞宗と日蓮宗とは親鸞と日蓮との創唱に係り、全然日本的の佛敎であつたことである。

鎌倉時代に於て、武士道に對して關係の最も深かつた宗旨は禪宗である。是はいはゆる「不立文字。教外別傳。」を標榜して、説教に依らず、經文を用ひず、直指人心。見性成佛。」を眼目となすのである。隨て此敎義は如何にも簡易直截であつて、當時の武士の割合に單純な頭腦に適合する所があり、その結果、彼等に大悟徹底を教へ、大勇猛心を吹込んだのである。禪宗が如何

禪味

三昧

賴朝

政子

にも澹泊な宗旨であることは、所謂禪味なる言葉の十分に證據立てる所である。當時、澹泊な敎義と質素な氣風とは容易に一致點を見出した。されど、又禪宗には深刻、熱烈な所があり、隨て活氣の横溢するものがあるのであつて、勇往邁進、必要に應じては水火をも辭せない武人の膽力を鍛鍊し、氣概を磨礪する上に、大なる力を有つて居つたのである。禪家は人間の眞我を呼んで「主中の主」と稱して居る。之を捉へて少しも動かない境地を三昧といふのである。此三昧に入つて微動だもせない所に、人の膽力や氣概が生じ來るのである。鎌倉時代の武士が禪に依つて安心立命の境地を發見することの出來たのは、毫も異しむに足らない。

源賴朝は敬神の精神を有つて居たが、又少からず崇佛のそれを有つて居り、又其室政子即ち所謂尼將軍は深く禪僧榮西に歸依し、北條氏も亦深く禪宗を信じた。斯くて鎌府の禪宗は興隆して、當時の武人は争つて之を奉じ、以て己が堅固なる信念を養ひ、動、ともすれば、粗暴、殺伐に流れる武人の病弊

を防ぐことが出来たのである。

北條執権の中でも、特に信仰の堅かつたのは泰時であり、時頼も亦之に劣らなかつた。當代の代表的人物として、振天動地の大業を成し、能く禪宗の宗風と武士の風格とを一身に體驗した者は、時頼の子時宗である。彼れ平生、父の歸依した大覺禪師並に宋僧佛光禪師に就いて參禪し、大に得る所があつた。彼の蒙古軍の殺到するや、彼れの果斷は一々時宜に適したのであつたが、それは彼れの金剛心の發露といふべきである。彼れは鎌倉武士の典型として恥かしからぬ人物であつて、能く我々に禪と武士道との間に於ける緊密なる關係を物語る活きた事例である。

時宗
時頼
義滿
了俊

正成

足利氏も亦禪宗を信じた。尊氏は僧疎石を尊崇して、覇業を成す上に精神的援助を得、義滿亦深く同宗を信じた。管領細川頼之、今川了俊も亦。以上は多くは北朝側の武將の禪宗歸依の事實であるが、南朝側のそれとしては楠木正成があつた。之によつて我々は當時禪宗が武士の鍊膽悟道

の一大要具であつて、當時の代表的人格として能く大業を成就した者は、多くは其洗禮を受けて、鐵石の心膽を磨いたことが分る。又如何に禪宗が日本化して、我國民道德に寄與することの大であつたかといふことも、亦之を察することが出来る。

戰國時代となつて、依然、此趨勢を看取することが出来る。即ち、北條早雲、

武田信玄、上杉謙信、太田道灌等何れも佛教を信仰した名將である。

德川時代となつて、又佛教が武士の精神修養に貢獻して居る。德川家康の御寶藏入百箇條中の文字に依れば、德川氏が代々淨土宗に對して有力な保護者であつたことが知られる。家光は澤庵和尚に歸依し、家綱は明僧隱元禪師に歸依した。淨土眞宗に従へば己が私心、私情を抑へて、何處までも彌陀の力を信ずれば、往生を遂げられるのであるから、報恩の觀念が頗る深いのである。此點、武士が其主君の恩義に感じて絶對的に之に服従し、一身を抛つて之に報いることと酷似して居る。是れ蓋し當時、武士の一部に此

戰國時代
早雲、信玄
謙信、道灌
德川時代
家康

家光
家綱

宗旨を信する者の多かつた所以である。

日蓮宗は鎌倉時代に於て、一代の傑僧、日蓮の創開に係る。彼れ他餘の宗旨を以て悉く佛陀の精神に背くものと斷じ、獨り法華經を以て釋迦出世の本旨となし、切りに題目の念唱を説いた。そは始めて我國に生れ出でた佛教であつた爲か、國家主義的色彩極めて鮮かであつて、何處迄も皇室を尊び奉り、國家を憂へる點が、當時の一部の武人の精神に投合した。例へば加藤清正の如きは之が熱心なる信者の一人であつて、其七字の名號の旗幟は能く雞林八道を震駭させた。仄聞するに、東郷元帥も亦日蓮宗を信じて居られるさうである。

武士道に對する我等の態度

今後、我々の武士道に對する態度は、能く之を吟味し批判して、其長短を辨じ、其長所を培養し、其短所を矯正して、時勢に適應し、我國民の道德的發展に資せしめるところにある。もと、武士道が進歩的のもの、包容的のものであることは、それが時代の進むに連れて、次第に其徳目を増加し、中外の教説に

加藤清正と東郷元帥

理論的根據

依つて、其内容を豊富にした事實に徴して之を知ることが出来る。武士道は我國民の實踐道德の一つであつて、國史と表裏し、國民性に編込まれ、國民的意識に内存しつゝあるものである。隨て將來の我國民道德はどうして、も之を眼中に置かねばならない。其形式に拘はらないで、其精神を取れば、新しい時代の道德的要求を充すことが出来る。武士道を以て單に武士專有のものとしてはならないことは、其多くは今日我々が之を實行して何等、差支がないことと分るのである。例へば、廉耻、正直、質素、仁愛、禮讓等は何れも今日我々の居家處世上、必要なる徳目であるのである。

武士道を改善して今日の時勢に適合せしむる爲には、種々の斟酌を要するのであるが、特に必要と思ふのは、武士道に相當の理論的根據を備へさせることである。武士道は偉大な實行主義であつて、實踐躬行を以て其本義となすから、理論といふべき理論は殆ど無い。されば今後は精細な研究の下に、之が相當の理論を立てなければならぬ。而して其之をなすには、主

として歐米の倫理、哲學等の研究に俟つべきである。現に米國のハーヴァード大學のロイス教授は「忠義哲學」と題する一書を著はして、忠義を以て人の道徳的生活の中心原理となし、之を哲學的根據の上に載せて、并は超人的單位、即ち無限を信じ、人間の實際的生活に於て、此信仰を顯現しようといふ意志であるとなして居る。

第九章 時勢の進運と我國民道德

國民道德は之を二通りの觀點から研究することを要する。一は歴史上の考察で、他は時勢上のそれである。前者は一國民の有する國民道德の權威並に發展の次第を研究するものであつて、後者は其國民道德をして能く時勢の進運に適應せしむる所以を研究するものである。甲は國民道德の過去に關する研究であつて、乙はその現在及び將來に關するそれである。若し一を怠れば、國民道德の眞意義は到底之を捉へ得ないのであつて、他を

廢すれば國民そのものをして新時代に適應させることが出來ないのである。私は第一章に於て、我國民道德の成立條件として地理、歴史、家族組織、國體及び國民性の五箇條を數へたが、今日は海に陸に交通機關の驚くべき發展と共に、世界萬國は恰も比隣のやうになつて來たから、第一の地理といふ條件は、之を昔日に較べて頗る變つて來た。隨て最早我々は島國的國民道德を以てしては現代の趨勢に應ずることが出來ない。第二の條件たる歴史はもと、不可動の事實であつて如何なる力も之を動かすことは出來ぬ。第三の家族組織は西洋文化の基調たる個人主義の影響を受けて頗る動搖を來し、既に其幾分は崩壊しかけたのである。然るに第四の條件たる國體は、我國に於て斷じて之が變更を許さない性質のものである。終りに國民性は其變化的方面は今日我國が占めつゝある世界的地位の影響の爲に變化しつゝあり、又其或るものは進んで之を變化せしむべきである。されば我國民道德の成立する五種の條件中、地理、家族組織及び國民性の三は、多か

れ少なかれ、變動を來したのであつて、隨て、國民道德も亦變動を來したことは見易い理である。此際、我々は決して傳統的國民道德のみを以て足れりとすることは出來ぬ。是非共、日に々々新なる時勢に適應する國民道德を立せねばならぬ。是が國民道德の研究に、時勢上の研究を省くことの出來ない理由である。

第一節 現社會の道德的觀察

我國民道德の改善を説く前に、道德的立脚地から、眼前の我社會を觀察して見たい。何となれば、それは國民道德改善の必要を物語るからである。今日の我國は試に之を二十年前のそれに較べると、非常な相違であつて、物質的方面に於ても亦精神的方面に於ても、之を個人に就て見ても、亦國家に就て見ても、實に著しい發達を遂げた。我國は名實共に世界の一等國の一となつたかどうかは暫く疑を存するとしても、その強國の一となつたとい

ふことは最早、疑はれないのである。

然れども、冷に眼前の我社會を觀察すると、未だ俄かに安心することの出來ない事實を見出すのであつて、此點からすれば、一部人士の悲觀説は全く根據のないものではない。今日、我社會には一般人心を支配するに足りる健全な精神的勢力が見當らぬ。それが爲めに國民思想が如何にも不安な情態にあつて、國民生活の充實がまだ不十分であることは、政治界、教育界、實業界等を見て容易に首肯される。言換へれば、今日の我國民は、未だ精神的に充實しないのである。今眼前の社會から不健全な又望ましくない事象を指摘して、之が由來する所を考へて見たい。

(一)個人主義的傾向 今日、我社會には一體に己れを本位として萬事を打算し、自己を中心として何事も成遂げる傾向が優勢である。之を個人主義的傾向と呼ぶのである。是は他でない。各人の自覺が斯く開けて來て、外部から加はる制限、束縛を厭ひ、己れ以外の人や、制度の權威を輕んじて、何處

物質主義的
傾向

までも自由に獨自的に活動しようとするやうになつたからである。

(二)物質主義的傾向 今日、我社會にあつては、特に黄金が尊ばれ、利益、位置が重んぜられ、之に關する不正行爲が頻々として現はれて居る。之を物質主義的傾向と呼ぶのである。無論黄金なり、利益、位置なり、多くの人に取つて、頗る重要なものであれば、正當な方法の下に、公明なる心事を以て、之を獲得する分には、毛頭、差支ないのである。けれども、今日の實際を窺ふと、何よりも黄金、何よりも利益、位置といふやうになつて、義理、操持といふやうなことは、次第に顧みられないやうになつたではあるまいか。かくてはこの主義は個人を劣惡にし、社會を混濁にするのみである。

懷疑主義的
傾向

(三)懷疑主義的傾向 今日、社會、特に青年の一部には、家や國を存在させつつある權威に向つて、其價値の承認を否む所の傾向が漲つて居る。之を懷疑主義的傾向と呼ぶのである。かやうな青年は初めは所謂薄志弱行の徒となり、次には自暴自棄の人となり、更に進んで、厭世觀の捕虜となつて、終に

自滅に終る外はないのである。

現實主義的
傾向

(四)現實主義的傾向 是は己が現在の經驗を尊び、眼前の満足を得ようとする傾向であつて、特に生存競争の激甚と泰西藝術の享受とに伴つて起るものである。所謂享樂主義や、刹那主義は畢竟これに外ならないのである。此主義からすれば、己が經驗、而かも其現在の經驗が唯一且つ至貴のものであつて、希望とか理想とか凡て將來に關係のあるものは、其價値を認めるに吝かなのである。爲に此主義を信する者には、自制、克己といふやうな美德はさまで意義を有せないものであつて、唯、一時の衝動に唆かされて、眼前の物質的欲求を充足することを是れ圖るのである。彼等は理想の爲めに現實を抛つといふやうな凜々しい態度を知らないものであつて、知らず識らずの間に、過失や墮落に陥る外はないのである。

保守主義的
傾向

(五)保守主義的傾向 以上の四種の傾向は何れも新しく且つ自由な傾向であるが、之に反して、古く且つ形式的な傾向がある。之を保守主義的傾向

となすのである。是は何分にも急進的行動を嫌ひ、何處までも從來の歴史、傳統、風習、慣例等を重んじ、之に依つて現代の生活を律して往かうとするのである。言換へれば、舊道德、舊信仰を以て新時代、新思想を律しようとするのである。隨て、此傾向は流れては偏狹となつて、他國民、他民族の長所、美點を認識し得ず、甚しきに至りては則ち頑冥となつて、新文化を咒ひ、新思想を斥けることともなるのである。

若し仔細に觀察すると、他にも亦あらうが、差當り、私の考へた所は、以上の五種の傾向である。是等は或は單獨に或は相合して働いて所謂現代的風潮を形造つて居るのであつて、是が社會の諸方面に種々の流弊を生じつゝあるのである。一部識者の悲觀説の基く所を見るに、多くは此點にあつて存するものゝやうである。茲に注意すべきことは、是等諸傾向は何れも相當に存在の理由を有することである。されば、能く其由來を尋ねて、徐ろにこれに處する方策を講ずるを以て妥當なる態度をなすのである。蓋し是

現代的風潮

等諸傾向は之を中止し、之を撲滅するといふことは到底、能くする所ではない。唯出來得る限り、之を利導し、善用して、單に破綻を生せしめぬばかりでなく、却つて是等をして、國家の存續、發展を助ける有益なる勢力たらしむべきである。

(一)個人主義的傾向の原因に二種ある。其一は教育の進歩である。明治維新後、我國の教育は急速の進歩を遂げ、其結果、人の知識が進み、知見が具はるに従ひ、自覺が開けて、明に己が價値を意識することゝなり、自づと自己以外の權威を輕んずるやうになつたのである。其二は社會組織の變轉である。維新後、階級制度が廢せられて四民平等となり、人の職業の選擇は如何にも自由となつた。そこで社會の組織が自から改まり、何人でも苟も實力さへあれば、自由に發展して高位、高官に昇ることが出来るやうになつた。此事實が個人主義的傾向を生出す有力な個條となつたのである。

(二)物質主義的傾向の原因も亦二種ある。其一は初め我れの輸入した西

個人主義的
傾向の原因
教育の進歩
自覺
社會組織の
變轉

物質主義的
傾向の原因

物質的文明

唯物論

懷疑主義的

傾向の原因

青年本來の

性情

維新後の教

育

現實主義的

傾向の原因

生存競争

小説と劇

保守主義的

傾向の原因

年齢

洋文明が主として物質的文明であつたことである。其二は我國に這入つて來た西洋の思想、學術の中には唯物論のあつたことである。

(三)懷疑主義的傾向の原因は又二種ある。其一は青年本來の性情であり、其二は知識の一方に偏した維新後の國民教育である。

(四)現實主義的傾向の原因は是亦二通り考へられる。其一は一般的事象であつて、物質主義的傾向の原因の條下に述べた生存競争の激甚といふことである。蓋し二六時中奮闘、健戦するに當つては、眼中、唯現實あるのみである。其二は特殊的のものであつて、主として泰西藝術の享樂にある。

藝術と言つても此には主として文學を指すのである。更に云へば小説と劇とである。

(五)終りに保守主義的傾向の原因は又二通り考へられる。其一は人の年齢である。此主義を執つて居る者は大半、老成者であつて、其心理は概ね回顧的のものである。其二は道德そのもの、宗教そのもの、本性に基づくの

道德及宗教
の本性

である。兩者は何れも惰性を有してゐて、時と共に推移することは中々困難である。

斯様な次第であつて、現社會の諸傾向は其由來する所頗る遠きものがある。中には其根柢の抜くべからざるものもある。加ふるに、我國民には氣宇の狹小、退嬰的傾向及び獨創力の貧弱といふやうな短所と、浮薄性、依頼性、姑息性、多感性及び無規律性等の弱味がある。是等諸短所は上の諸傾向と結び合つて働いて、社會の諸方面に種々憂ふべき現象を出現させてゐる。思ふに我國民道德改善の企畫は、十分に此點に留意して然る後ち試みらるべきである。

第二節 國民道德改善の要點

蓋し、國民道德なるものは、これを有する國民の過去の道德的生活總體の結果であつて、又現在並に將來の國民の道德的生活の原因である。然れど

國民道德の
一轉進

も、單に歴史的の國民道德を以て、新しい經驗の下に新しい思想、新しい知識を有し、而して新しい要求に充ち満ちて居る國民の行動を律しようとするのは抑々誤つて居る。されば、今日竝に今後の國民道德は當然、一轉進をなして其面目を一新し、以て前節に數へたる我國民の諸傾向を指導し、善用せねばならない。隨て假令、過去に於て必要と認められたものであつても、今は或は其形式を變更し、或は其内容を取捨せねばならぬものがあらう。又其徳目の如きも、固より其儘存置すべきものが少なくないけれども、或は是非共、取捨せねばならぬもの、或は新に設定せねばならぬものもあることは勿論である。

實際、歐米の文化に伴つて我國に入り來りたる個人主義は、我社會の有ゆる方面に其勢力を逞うして、同胞の思想も信仰も、私人的生活も公人的生活も、一として其影響を被らぬものゝないことは、既に前節の叙述から明瞭なることである。此主義たる種々の短所を有つて居るけれども、亦少なから

個人主義と
家族制度及
國家主義と
の調和
産業主義

ず長所を有つて居る。是故に今後の我國民道德は十分に此點に注意して、其長所を取つて其短所を排し、以て此主義と我れの依つて立つ家族制度及び國家主義との十全なる調和を圖らねばならない。次に今日は世界の殆ど凡ての文明國を通じて、盛んに産業主義が行はれて、商工業の發展著しく、我國も亦固より此大勢に漏れないで、商工業が次第に盛んとなりつゝあるのである。特に今や國產獎勵の叫聲が大に高いのであれば、此勢は今後益々助成せられるに相違ない。是は個人經濟、國家經濟何れの點から見ても、固より祝すべきことであつて、隨て之に關する必要な道德即ち實業に關する國民道德が設定せらるべきである。又我國の政治と法律とは次第に整頓して來て、益々國民の權利を保護し、其自由を伸長し、法治國の體面が漸く具はるやうになつて來たから、國民道德の改善は又此點にも留意せなければならぬ。加之、我國は既に世界列強の班に列することを得たところから、此世界的地位を確保する爲めには、之に相應はしい博大な國民道德を樹

實業に關する
國民道德
法治國民

世界的地位

立することを要する。其上、彼の世界大戦が大きい聲で物語るやうに、國際的競争と人種的競争とは、日に月に其激甚を加へ來り、苟も爲す有る國民は必ず自國本位、實力中心の努力に出て、何事にも鮮かに自國防衛の企圖の看取せられるものがあるから、此間に立つて能く獨立の體面を保たうと思へば、眞個の生命ある國民道徳を建設せねばならない。是れ蓋し昭和の大御代をして、明治大正の大御代に對して整合的に、否、寧ろそれ以上に國家の隆盛を來たす爲に缺くまじき道徳的努力である。其他、國民道徳改善の計畫が、前に述べた我國民の短所に向つても亦顧慮せられねばならぬことは言ふまでもない。

以上の諸點を念頭に置いて、我國民道徳改善の要點を數へて、左の諸箇條を得た。

國民道徳改善の要點
人格觀念
正義觀念

- (一) 國民の人格觀念を益々明かにすること。
- (二) 國民の正義觀念を益々明にすること。

立憲的思想

政治的訓練

兵役及納税の義務

經濟的思想
世界的思想
個性の發展

- (三) 國民の立憲的思想を益々養ふこと。

吾々は今後、國民の立憲的思想を發展せしめ、政治的訓練を徹底させて、帝國國民の正しい輿論を代表し、兩院對立の眞意義を明にし、以て君民同治の眞精神を發揮する嚴しい意義に於ける選良を養成せねばならない。其他兵役及び納税の義務は何れも憲法の所定に係る立憲國民の大なる義務たるにも拘はらず、社會の一部には之が履行を怠らうとする者があるのとこのとである。此の如きは、一に立憲的思想の不徹底に基いて生ずる事實であつて、速に改めねばならぬ。

- (四) 國民の經濟的思想を益々養ふこと。
- (五) 國民の世界的思想を益々養ふこと。
- (六) 國民の個性を益々發展させること。

若し仔細に考へれば、無論、他にもあらうが、以上の六箇條は是非とも、注意せねばならない所と信ずる。歴史的の我國民道徳は重きを家族道徳、主從

道德に置いたからして、勢ひ服従といふことが偏重せられた。言換へれば、團體主義の道德が行はれたのである。されば、今後の國民道德は少なからず、人格主義を取り入れなければならぬ。又在來の國民道德は國家主義の上に立つものが其多きを占めて居たけれども、今後は之に世界主義を加味せねばならない。又從來は武人道德即ち武士道が重んぜられたけれども、今後は大に實業道德に留意せねばならぬ。由つて見れば、我國民道德改善の根本義は、團體主義と人格主義との調和、國家主義と世界主義との調和、而して尙武主義と實業主義との調和をば、理論、實踐兩方面より遂行する所にあるといふべきである。

然れども、國民道德の改善は何處までも慎重なるべく、斷じて急激であつてはならない。道德は他の人間活動とは頗る其趣を異にするものであつて、一時に之を其根柢より變更するやうなことは、頗る困難なことでもあり、又少なからず危険なことでもある。宜しく何處までも歴史を尊び、傳統を

國民道德改
善の根本義

國民道德改
善上の注意

道德

我國民の道
德的長所

重んじて、徐々に改善の歩を進むべきである。學術界にあつては、専ら獨創を尊び、新規を競ひて、實際的方面の顧慮は多くは第二位、第三位に置かれる。彼の「真理の爲の真理」といふ言葉は此邊の消息を物語るものである。道德に至つてはさう往かぬ。一行一爲、責任を附帶するから、斷じて之が試行を許さない。我國民道德を改善するに當つても、常に此事實を念頭に置かねばならない。若しさうでなければ、我れの道德的長所は或は動搖して、意外の結果を生ずるやうなことになるかも知れぬ。如何なる國民を問はず、其有する有形無形の長所は、一つには其國民の存在の理由を確實にするものであつて、一つには世界文化に寄與する資料たるものである。果してさうであれば、該長所は單に之を有する國民に取つて至寶たるのみならず、又世界人類に取つて至寶たるの理である。各國民の有する道德的長所も亦然りである。我國民の有する道德的長所も亦固より然りである。

第三節 人道と國民道德

第一章に於いて、國民道德は國家の存續と發展とを圖る道德であつて、地理、歴史、家族組織、國體及び國民性に其根柢を有するものであるといつた。續いて斯道德は國民の歴史的な生活の結晶であつて、國民的内容の豊富に、國民的色彩の濃厚な道德であるともいつた。されば國民道德は國家を對象となし、國民を對象となすものである。然るに、他に一般人類を其對象となす道德がある。之を人道とする。人道は之を國民道德に較べると、其範圍が廻かに廣汎であつて、之を人種、宗教、政治、文野、其他條約の有無を問はず、一般人類の安泰を目的とする道德であるといふべきである。國民道德は國民に依つて其趣を異にするところから、之を特殊の道德といふならば、人道は世界人類に通ずるもの故、之を普汎的道德といふべきである。我々は家族の一人であり、諸々の團體の一人であり、國家の一人である。然れども、家

人道

普汎的道德

人道的感情

族、團體、國家等を抜きにして、尙ほ我々の生活する廣汎なる範圍がある。是が即ち世界である。我々は地球といふ一天體の表面に住んで居る者であつて、假令、皮膚の色や文化の程度が異つても、宗教、歴史、言語、風習等が異つても、それ等は要するに皮相のことである。同一大地が我々を生み、我々を孕み、一旦我々が死ねば永久に其懷にいだかれて眠ることを想へば、人類は互に相愛し、相親むべく、人類一般の道德である人道の觀念は自づと湧いて來る。英國のクリフフォードは人の宇宙に對して喚び起す感情を「宇宙感情」と呼んで居るが、私は人類一般に對しても亦一種の感情が起つて來ると思ふ。之を人道的感情といふべきである。彼の「四海兄弟」「世界王國」「世界公民」といふやうな言葉は、直接に間接に此感情が其根柢をなして居るやうに思はれる。

人類が未だ發達せぬ間は、敵とさへいへば、之に向つて有ゆる殘忍な行爲を敢てして少しも憚らなかつた。然るに其次第に發達するに従ひ、殘忍非

反人道的行為

道な所業は段々減じて來て、苟も人である以上は、之を親切に取扱はねばならないといふ觀念が生じて來た。是が即ち人道の觀念である。今日は、一の國民が己より劣等の人種に對して殘忍な行爲に出るといふと、それは多くは人道に反するものであるといつて人道問題を惹起する。以て今日、人道の觀念が或度迄權威を有することを推知すべきである。

一般人類といへば、其内に雜多の人民を包含して、其文化の程度も一樣でないが、野蠻、蒙昧の人民は世界に於て全く無勢力であつて、文化國民のみ獨り其勢力を有して居る。而して夫等は多くは交際して、長短相補ひつゝ生活して居るのであつて、自づと混一の趨勢を生じつゝある。此趨勢は之を物質的と精神的と二種の方面から看取することが出来る。即ち例へば、汽車、汽船、郵便、電信、通商、貿易等が前者の主なるものであり、科學、哲學、宗教、道德、藝術等が後者の重なるものである。後者は何れも國境を越えて諸國に行はれ、所謂學問に國境なしといふ諺すらある程である。其他、萬國平和會

文化國民混一の趨勢

世界的社會

議、國際仲裁々判、國際聯盟、赤十字同盟、文藝工業保護同盟、諸種の學會、萬國博覽會、萬國代議士會の如きは、何れも世界的の組織を有するものであつて、又如上の趨勢を助くる上に有力なるものである。斯様な次第で、諸々の世界的設備は少なくとも今日の文化國民を連結して、假令、其組織こそ弛緩なれ、世界の文化國民をして一つの大きな社會を形造らしめつゝあるのである。私は之を世界的社會といはうと思ふ。

第一章に於て述べたやうに、社會とは二人又は二人以上の個人の形造る有機的團體であつて、家族、團體、國家及び世界が之に屬する。此四種の社會の中で、國家が其組織最も鞏固に其勢力最も強大であつて、若し之に屬する者にして、敢て反國家的行動に出づれば、之に對する最後の制裁は兵力を用ゐるのである。然るに世界的社會には未だ斯様な制裁力はない。然れども、各條約國には大使、公使、領事等を交遣して、種々の點から其關係の親密であることは、开が一の社會を成してゐる證據である。

大使、公使及び領事